

正倉院文書からみた 『延喜式』の器名世界

From *Shōsō-in* Documents to *Engi Shiki*: A Comparative Study of
Tableware Names in Ancient Japan

森川 実

MORIKAWA Minoru

- ① 器名考証の略史と目的
- ② 正倉院文書所載土器の器名考証
- ③ 『延喜式』主計式上の土器・陶器調納規定とその年代
- ④ 『延喜式』の器名群
- ⑤ 『延喜式』的器名世界への架橋
- ⑥ 結論

【論文要旨】

奈良時代の正倉院文書には、東大寺写経所（および奉写一切経所）において、経師らの給食で用いられた食器の器名が多数見えている。本論では写経事業ごとに食器の入手過程や食器の組み合わせについて検討をくわえ、経師らに支給された食器が4～6種類の土器と、一部の木製食器からなることを明らかにしたうえで、これらの器名と平城宮・京出土の土器とを対比させ、奈良時代における碗・杯・盤がいかなる食器であったかを考証した。その結果、天平宝字年間の東大寺写経所では、陶碗（水碗・麦碗）と羹坏・饗坏・塩坏、陶片盤など、陶器中心の食器が用いられたことを論証し、このうちの水碗と麦碗、および饗坏と塩坏との区別があいまいであることを明らかにした。いっぽう、宝龟年間の奉写一切経所では、奉写一切経司から現物で支給された食器の多くが土師器であったことから、土鏡形・窪坏・片坏（のち枚坏）・土盤と、陶枚坏・陶盤を混用していた。宝龟4年1月の告朔解案で土片坏が土枚坏へと突如書き換わるのは、奉写一切経所において、その前年からにわかにも多用されるようになった土窪坏の影響と考えられる。このようにして、奈良時代末に成立した窪坏・枚坏セットは土師器に固有の組み合わせで、『延喜式』大膳式ほかに見える平安時代の食器構成に受け継がれる。

『延喜式』所載の器名群にかんしては、おもに主計式が書かれた年代について、既往の学説を検討したところ、大方が奈良時代から平安時代初頭にかけての時期を想定している。しかし、正倉院文書の器名群と直接比較し、共通点と相違点を整理した研究事例はほとんどない。そこで正倉院文書の器名群と、『延喜式』の器名群との比較を試みた。その結果、土師器のほうでは、奉写一切経所関連文書（宝龟年間）に頻出する鏡形・窪坏・枚坏・片盤という組み合わせを『延喜式』大膳式・齋宮式の各条文でも確認し、窪坏と枚坏との多用が、奈良時代後半から平安時代にかけて通有の現象であったことを明らかにした。いっぽう、主計式上の器名群には窪坏が見えず、平坏にあたる食器もまだ「片坏」と書かれていることから、窪坏が出現する前（奈良時代初頭から前半）の貢納規定を反映していると考えられる。つまり土師器食器の器名群は、主計式上（奈良時代前半）→奉写一切経所関連文書など（奈良時代後半から末）→大膳式ほか（平安時代初頭）という相対順序で矛盾なく整理できる。

これに対し、陶器のほうは正倉院文書と『延喜式』とで、器名群の共通点が少ない。前者の器名は麦碗・水碗、羹坏・饗坏・塩坏と、その用法を暗示する用途名称を含むのに対し、後者の器名には管坏・深坏・短女坏・脚短坏などと、その器形を思わせる器名が多い。両者に共通するのは水碗や饗坏（羹坏）などの一部にかざられる。2つの器名群がいかなる関係にあったかがまだ明らかでないため、『延喜式』所載陶器の器名考証はできなかったが、飛鳥時代後半から奈良時代半ばの須恵器食器を用いて陶管坏の考定を試みた。

【キーワード】 器名考証、正倉院文書、東大寺写経所（奉写一切経所）、『延喜式』、土窪坏・土枚坏

①……………器名考証の略史と目的

正倉院文書が古器名の宝庫であることは、『大日本古文書（編年文書）』の頁を繰ってみればすぐに気づくことだが、昨今の考古学者がこの事実あまり関心を示さないのは残念なことである。古代の土器研究が、単なる出土土器の研究に終始するようになって久しい。しかし土器研究の歴史を紐解くと、古代の土器をなるべく古代の名称（古器名）で呼ぼうとする時期があったことに気づく。戦後の日本考古学において、古器名研究は一度さかんになったが、その後廃れてしまったのはどうしてだろうか。まずはその背景を研究史に探りつつ、古器名研究の今日的意義と目的について考えたい。

（1）戦後の考古学と古器名研究

平城宮で本格的な発掘調査が始まった頃の考古学者は、古代の土器研究に着手するにあたり、正倉院文書や『延喜式』に見える器名群にかんする知識が不可欠であることを、このあとに続くどの世代よりも正確に理解していた。戦後における古代土器研究の第一世代は、考古学的な見方だけで土器をとらえようとしていただけではない。史料的事実への着目と重視⁽¹⁾という、当時の考古学者・歴史学者の見識を、われわれ現役世代は学ばねばならない。

古器名研究の研究史を、どうしてこういう切り口で書き始めたかという、1950年代から1970年代にかけて書かれたいくつかの論説を読むにつけ、現在の土器研究とのちがいを痛感させられたからであった。例えば正倉院文書のなかには「浄清所解 申作土器事」（大日古11-350）という短い文書があり、3か月間で「土器」（土師器）を4416口も作った土器作手・借馬秋庭女への功銭が2016文であったことを今に伝えている。この文書は、古代における土師器生産の実態を詳しく教えてくれる重要史料なのだが、その内容について正面から論じる考古学者が、現在どれくらいいるだろうか。

ところがこの時期に書かれた文献史学・考古学の各種論説には、この「浄清所解」を取り上げたものが少なくない。例えば吉田晶（文献史）は借馬秋庭女・讃岐石前の協働を「単婚家族的労働編成」と称し、窯の構築にかんする記事が見えないことから、彼らの土器生産が浄清所所有の窯を用いておこなわれたと考えた〔吉田1961〕。いっぽう田中琢（考古学）は、土師器生産の体制と量産化・能率化を論じたうえで、「浄清所解」にうかがえる土師器生産では専用の窯が不要であることを説き、考古学の立場から吉田説に一部反論した〔田中1967a〕。浅香年木（文献史）は、土器生産における官営工房の存否という問いに関連して「浄清所解」に触れ、そこに見える土師器生産が浄清所の外でおこなわれたと考えた。そしてそのうえで、借馬女と石前の二人が「官司に雇傭され、功銭の支給を受けることによって再生産を確保していた雇工」とし、あるいは「浄清所に土師器の供給を請負った一種の様工的存在」ととらえ、土師器生産における官営工房の存在には否定的な見解を示している〔浅香1971、310-312頁〕。しかしその後、山中敏史（考古学）はこの文書の分析をつうじて、この2人が浄清所（紫微中台）に隷属し、功銭・功食を支給される専属の工人、すなわち官有工人であるとした〔山中1973〕。

その解釈は論者によって異なるが、古代の手工業生産をめぐっては「浄清所解」が不可欠の史料であり、また議論の的であった時代がかつてあった。それは文献史学・考古学の両方から論じられ、ときに両者間でも応酬があったのである。この史料への注目は正倉院文書のなかでも特別だが、ほかに奉写一切経所関連文書を用いて、土器の消耗について論じた興味深い研究事例もあり〔田中1966〕、考古学では不可知の事柄を、史料を駆使して明らかにする試みもあった。また、本稿でも詳しく述べるように、『延喜式』ではとくに主計式への関心が高いのは、やはり令制下における土器・陶器の貢納規定に関連するからである。古代土器研究の第一世代は実物の土器だけでなく、関連史料もよく学んでいたのである。

その揺籃期において、歴史時代の土器研究は、史料に書かれた土器にかんする知識や情報を積極的に取り入れようとしていたのが明らかである。このように考えると、1960年の前後に古器名研究がさかんであったことも理解しやすい。この頃、平城宮跡の発掘調査は端緒についたばかりであった。とりわけ、古代遺跡から出土する土器の分類記載法を早急に樹立する必要があったこの時期に、『延喜式』や正倉院文書に見える器名群のなかから、考古学的呼称の範を見つけ出す作業が、相次いで試みられたのである。

出土土器の分類記載法は、アルファベットと数字との掛け合わせで土器を記号化してしまうという、じつにエティック (etic)⁽²⁾ な方法を講じるのが至便であり、現に今はそうなっている場合が多い。しかし、この頃の考古学者が最初に試したのは、なるべく古器名を活かす分類法の模索であった。それは彼らの念頭に、「記録をそなえた古墳時代以降の土器に対しては、それらが使用された当時によばれた名称を用いるべきだ」という一種の理想〔小林・原口1958, 271頁〕があり、また「現在われわれは多くの考古学遺物の記載にあたり、土器に限らず便宜上古典に現われるものを採用することが多い」〔末永1959, 356頁〕という現実があったからである。このためか初期の器名考証案は、実在する土器に対して、直接古語を当てるものが多い。しかし、その考証はじつに素朴なものである。例えば小林行雄・原口正三は、「平安時代の須恵器に対して、『延喜式』所載の名称を適用しようとする、そこには無慮数十種におよぶ器名が列挙されていて」、にわかには結論が出せないようなので、ひとまず奈良時代の古器名研究に着手した。このときに用いたのは正倉院文書で、そのなかに登場する坏・埴・甕形について若干の整理をおこない、それぞれの器名に対応するとみられる出土土器を掲げている〔小林・原口前掲論文〕。また、藤澤一夫は土師器の有蓋埴を「甕形」にあて、有蓋盤として現在の土師器杯Bを、高盤形土器には現在の高杯を例として掲げている〔藤澤1958〕。同じ頃、末永雅雄は『延喜式』所載の土器を形式・用途・法量・生産地などで整理したが、記載内容から土器の形式を明らかにするのは困難としつつも、「しかし他方では土師器・須恵器の形状そのものも今後復原的に知られ、また定形で発掘せられて式の記載に該当させられるものもかなり出るだろう」と結んでいる〔末永前掲論文, 371頁〕。末永の言からは、資料の増加にともない、出土土器に古器名をあてることがいずれ可能になるという楽観が見てとれる。その後、関根真隆も平城宮や船橋遺跡出土土器のなかに、片埴や甕形、高杯や埴・盆などを見出しており、そのイメージは著書の図版第四から第八に詳しい〔関根1969〕。

しかし1970年代になると、土器の考古学的分類（ここでは「器種分類」という）が確立し、その結果どの器名がどの考古学的器種にあたるかを考える必要が生じてきた。このときすでに、考古

学者たちは杯 A, 杯 B, 杯 C……というコトバで土器を分類するようになっていたからである。例えば西弘海は、アルファベットとローマ数字の掛け合わせで、平城宮出土土器の考古学的器種が20種類以上にのぼるとし、それらが古代の「器種」やその器名に対応していると考えた。そしてそのうえで、古器名と考古学的器種との対応関係を整理した〔西1979〕が、出土土器を古器名で呼びたいというかつての理想は見出せない。このことは、その後の古器名研究でも同じである。吉田恵二は、『延喜式』および正倉院文書に登場する食器の名称について詳しい検討を重ね、食器の組み合わせには五器、四器さらに三器一式というパターンがあったと推定したが、その基本は古器名と考古学的器種との照合である〔吉田1981〕。

このようにして古器名研究は、1970年代からは考古学上の器種と古語との対訳作業に近くなったが、そのうち考古学者のなかで、この作業に没頭する者がほとんどいなくなった。これは考古学者が、考古学的器種という記号を駆使することで土器を認識し、その思考を整理するのに慣れたことを意味する。古代土器研究のための言語は、こうして考古学者が編み出したものが唯一となった。換言すれば、古器名を知らなくても、土器の器種分類法を理解していればその分類記載ができ、延いては土器研究ができるようになってしまった、ということである。筆者を含む現役の考古学者は、学生の頃からそういう環境で育った。

さてこの一連の潮流は、土器研究の進歩なのか、それとも退化なのか？土器を語るための語彙が標準化した半面、その見方や思考法、それに関心のあり方までが固定化してしまった可能性は否めない。実物の土器を片塊・片坏・片盤と呼んだ世界がかつて実在したことは明らかなのに、そのことに気づく機会が少なすぎる—この点に違和感を覚える筆者にとって、状況は部分的な退化に見えてしまう。縄文土器や弥生土器など、無文字時代の土器研究ならいざ知らず、正倉院文書や『延喜式』を知らなくても古代の土器研究ができてしまう。あるいは「浄清所解」を見たことがなくても、土師器の研究ができるという現状に、何ら偏りが無いとはいえない。古代土器研究の「考古学化」による視野の狭窄が、やはり心配である。

(2) 器名考証研究の新展開

このように、土器研究はすっかり考古学の領分になってしまったかに見えるが、現に古代遺跡から出土する土器の、真の称呼が判明するかもしれないという可能性を、やはりそのまま捨て置くわけにはいかない。われら現役世代は、現今の土器研究にも対応できるかたちで、新しい器名考証をおこなえばよいのである。正倉院文書にせよ『延喜式』にしても、そこに見える土器の名前と、考古学的現実としての出土土器とを結び付けてゆく作業を、改めて器名考証研究と呼ぶと、その目的は筆者の場合、**古代食文化の解明**ということになる。土器はそのほとんどが食物の容器であるが、出土土器から直接、それが何に用いられたかを知る方法は少ない。しかも古代食文化の再現のためには、杯 A・杯 B, 杯 C……という記号は使い勝手がすこぶるわるい。こうした器種名は所詮、考古学者が編み出した仮名にすぎず、古代の実用器種とは必ずしも対応していないからである。古代の食について土器から迫ろうとするとき、その土器の名称は、古代におこなわれたとおりであるのが望ましい。したがって本稿で試みる古器名考証は、古代食文化研究の一手段という位置を占めるわけである。「土器の名称を、古代におこなわれていた方法でよびたい」という、考古学者がかつ

て抱いたあの理想を、いま一度追究しなければならない。

②……………正倉院文書所載土器の器名考証

(1) 器名考証の論理と目的

正倉院文書所載土器の考証作業では、器名のひとつずつを取り上げて、それがいかなる器形であったかを個別に考えるのではなく、器名相互の関係性をまず明らかにしたうえで、わかりやすい部分から攻略してゆくのがよい。そのほうが効率的で、過誤が起きにくいからである。この作業の要諦は、史料に見える器名相互の対他関係を整理することに尽きる。そしてその関係には、おもに次の2種類がある。

1) ある史料に併記されている器名 A と同 B とは異なる器種である (A ≠ B)

2) 複数の史料において器名 A, B, C などから区別されている器名 D と同 E は、それらが一度も併記される関係になれば、同一物を指す異名関係にある可能性 (D = E) を否定できない。これらの単純な原則に基づき、史料ごとでさまざまな器名を整理してゆけば、これまで知られていなかった事実をいくつも明らかにできる。要するに古器名考証とは、ある器名の対他関係が判明してゆくなかで、その器名が占める位置も次第に明らかになってゆくという、一種の論理的パズルに他ならない。

さて器名考証には、2つの大きな目的がある。第一はある器名で呼ばれた器物の形態や大きさを推定し、できればこれを実物の土器で特定すること、そして第二は、その器物の具体的な用途や用法を考えることである。

正倉院文書に見える食器は、一部の金属器を除けば土器と木器とからなる。このうちの土器には土・陶の別があるが、「土」字を冠する器名は土器（土師器）を、「陶」字を冠する器名は陶器（須恵器）を指す。例えば土鏡形は土師器、陶羹坏は須恵器である。本稿ではこれら2種類の土器を、考古学上の慣例からそれぞれ土師器・須恵器と呼ぶが、文書中の須恵器を指す場合は「陶器」、および「陶…」と記すことがある。以下、正倉院文書に見える食器の器名考証にあたっては、大日本古文書（「大日古」と略）の文書名と、巻号・頁数を示す。

(2) 須恵器食器の器名群

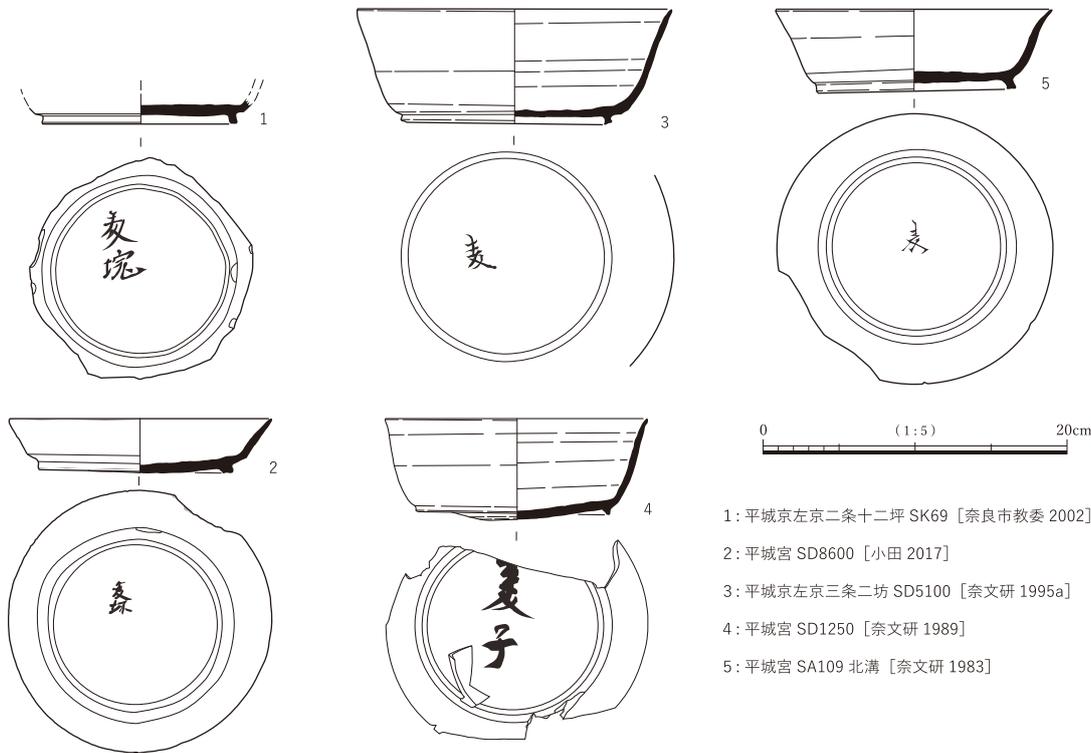
麦碗と水碗 正倉院文書に登場する陶器の碗類には、⁽³⁾ 麦碗と水碗とがある。ただし、麦碗は正倉院文書でもわずか1か所に見えるのみで、『延喜式』には出てこない器名である。この点はのちに考えるとして、まずは麦碗と水碗との近縁性を示すある文書を紹介し、それぞれがいかなる食器であったかを考えておこう。

金剛般若経千二百巻の書写（天平宝字2年）は、光明皇太后の病氣平癒を祈念して、紫微内相宣によって始まった写経事業である。それは6月22日から始まったが、およそ1か月が経った7月24日に、経師らが用いる食器を請求した文書（「東寺写経所解案」, 大日古13-476～477）があり、そこでは⁽⁴⁾ 麦碗・饗坏・片盤150口と羹坏200口を求めている。この請求は即日充足されたが、麦碗

の代わりに支給されたのが**水碗** 109口と碗41口であった（『写千卷経所食料雑物納帳』，大日古13-254～257）。この事実から，麦碗と水碗とは姉妹器種であつたらしく，後者が前者の代用となることからみて，器形や法量が互いに類似していたものと思われる。それでは麦碗とはどのような食器で，水碗とは何が違うのか。筆者は正倉院文書の麦碗について，すでに考定案を示している〔森川2019a・2020〕ので，ここではその概要を示し，水碗とのちがいについても言及しておきたい。

第一に，麦碗は須恵器に固有の器種である。平城宮・京出土の墨書土器のなかで，「麦」字が書かれたものが麦碗の候補となるが，それらはすべて須恵器の有台碗（奈文研分類の須恵器杯BI）か，その蓋にかぎられる。平城京左京二条二坊十二坪で出土した例（図1-1）にいたっては，まさに「麦碗」と書かれていて〔奈良市教委2002〕，史料上の麦碗が須恵器であったことを雄弁に物語る。これらの事例はその法量も近似している。一例を除けば，それらは口径17.0～18.0cm，高台径13.0cm前後である。先の「麦碗」例は口縁部を欠くため，口径や器高がわからないが，高台径は12.8cmであるから，「麦」字が書かれた他の須恵器碗とはほぼ同じ大きさであつただろう。また現在のところ，「麦」字墨書土器は圧倒的に須恵器のほうが多く，土師器はわずか1例にすぎない⁽⁵⁾から，麦碗は須恵器に固有の食器とみてほぼ間違いないと思われる。

次に水碗についてだが，これも麦碗と同様に，「水」と書かれた須恵器碗がその候補となる。興味深いことに，平城宮SD2700から出土した墨書土器のなかに，一度は「水」と墨書し，その上に「麦」字を上書きした須恵器杯蓋片があり〔奈文研1983〕，麦碗と水碗との類似か，あるいは両者の混同があつたことを想起させる（図2）。これらの考古学的事実を根拠として，筆者は正倉院文書に見える水碗の多くが須恵器碗であつたと考えてきたが，麦碗と水碗とのちがいは今なお判断とし



1: 平城京左京二条十二坪 SK69 [奈良市教委 2002]
2: 平城宮 SD8600 [小田 2017]
3: 平城京左京三条二坊 SD5100 [奈文研 1995a]
4: 平城宮 SD1250 [奈文研 1989]
5: 平城宮 SA109 北溝 [奈文研 1983]

図1 平城宮・京出土「麦」字墨書須恵器

ない。しかし本稿では、両者間には口径差があり、大きい方が麦碗、小さい方が水碗にあたることを考えておきたい。現在、「水碗」と書かれた墨書須恵器は出土していないため、「麦」字墨書須恵器との法量比較はできないものの、平城京二条大路SD5100出土の「麦」[奈文研1995a]が口径21.0cmと(図1-3)、その法量が須恵器碗のなかでも最大級であることから、同時期の水碗はこれよりひと回り小さいものを指す、と推定できる。いっぽう、残余の「麦」字墨書須恵器(図1-4・5)が口径17.0cm前後と小振りなのは、それらが奈良時代後半から平安時代初頭に降るからであっ

て、天平年間のSD5100出土例よりは法量が縮小している可能性がある。なお須恵器の無台碗(杯A)には「水」字を墨書したものもあり、それらが水碗にあたる可能性もある⁽⁶⁾。

麦碗の請求に対して水碗が納品されたという史料上の事実を、上の考定案をふまえたうえで読み直すと、大碗の請求が中碗の支給によって満たされた、ということになる。じつは小林行雄らも、この事例にかんしては「小が大を兼ねえた」と表現しており[小林・原口1958, 273頁下段]、文脈からは水碗より麦碗のほうが大きいと解していたようにみえる。なお麦碗の「麦」字は「麦」、すなわち麺類を指すと思われ、東大寺写経所でさかんに消費された索餅の食器であったと考えられる[森川2020・同2021c]が、この場合は水碗(中碗)を寄越すからそれを用いよ、ということであったか。実用食器の用い方は、その器名が暗示する用途とは無関係であることがよくわかる。

羹坏は陶器 羹坏は別に「阿都毛乃坏」と書く例(大日古16-482)があるように、「あつものつき」と訓じる。その名義からは汁物のうつわであったか。天平宝字年間の写経所文書にかぎると、羹坏は水碗に次ぐ頻出器名である。しかしこの器名は、宝亀年間の奉写一切経所関連文書には見えず、『延喜式』にも出てこない。したがって、その土・陶の別は、ごくかぎられた史料で判断することになるが、じつは恰好の材料がある。それが奉写二部大般若経書写事業の関連文書である。この事業は天平宝字6年12月16日に小僧都・慈訓の宣によって始まり、その日のうちに最初の予算書案(①)が組まれた。その後、同月19日付の予算書案(②)が、同月29日付で「可買進上雑物」を東西市領に示し、閏12月5日までの調達を指示した文書の案文(③)が作成された(表1)。これら雑物の購入記録には、閏12月8日収のもの(④)と、同月6日収としたもの(⑤)とが残る⁽⁷⁾。さらに天平宝字7年4月23日付の決算報告書案(⑥)も残っていて、①～⑥をつうじ、経師らの食器を含む雑物がどのように入手されたかがよくわかる。そして表1によれば、予算書案①・②で片碗・坏・塩坏・佐良(盤)として計上していた食器が、④～⑥ではそれぞれ陶片碗・陶羹坏・陶塩坏・陶盤となっていて、すべてが陶器であったことが知られる。羹坏にかんしていえば、予算書案の「坏」が羹坏を指しており、しかもそれが陶器であったことが順序立てて明らかになってゆくわけである。上で麦碗・水碗を須恵器と見たように、羹坏もまた、陶器に固有の器種であるらしい。少なくとも「土羹坏」と書き、土師器にもこの器種があったことを示す事例はない。

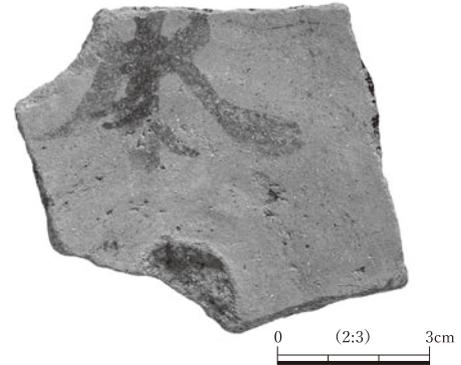


図2 「水／麦」字墨書須恵器
[平城宮SD2700出土]

表1 奉写二部大般若経書写事業における食器の発注と購入

史料	天平宝字6年					天平宝字7年
	① 【予算書】 12月16日	② 【予算書】 12月19日	③ 【発注書】 12月29日 (可買進上雑物)	④ 【収納帳簿】 12月8日取	⑤ 【収納帳簿】 12月6日取	⑥ 【決算書】 4月23日
食器の種類	大筒 58合	-	-	-	-	大筒 60合
	陶水碗 30合	陶水碗 60合	陶碗 100合	陶碗 100合	陶碗 100合	陶碗 100合
	※片碗 120口	※片碗 120口	陶片碗 100口	陶片碗 100口	陶片碗 100口	陶片碗 100口
	※坏 120口	※坏 120口	※羹坏 100口	陶羹坏 100口	陶羹坏 100口	陶羹坏 100口
	※塩坏 120口	※塩坏 120口	※塩坏 100口	陶塩坏 100口	塩坏 90口	陶塩坏 90口
※佐良 120口	※佐良 120口	陶佐良 100口	陶盤 100口	陶盤 100口	陶盤 111口	

①～③欄の※は、そのみでは土・陶の別が明らかでない器名を指す。④～⑥欄のゴシック体は、※が陶器（須恵器）であったことを示す。

史料① 「奉写二部大般若経用度解（案）」（大日古16-59～68） 史料④ 「奉写二部大般若経料雑物納帳」（大日古16-129～130）

史料② 「奉写大般若経所解」（大日古5-299～300）

史料⑤ 「奉写二部大般若経料雑物納帳」（大日古5-300～306・16-121～129）

史料③ 「司符 東西市領事」（大日古16-107）

史料⑥ 「東大寺奉写大般若経所解（案）」（大日古16-376～382）

羹坏がその名のごとく、汁物専用の食器であったかはわからない。じつは羹坏が、別の文書では陶片坏とも書かれていたことが判明している。例えば、⑥：奉写二部大般若経書写の決算報告書案「東大寺奉写大般若経所解案」（大日古16-376～382）に見える陶器の器名は陶碗+陶片碗+陶羹坏+陶塩坏+陶盤という五器だが、ほぼ同時代の「造金堂所解案」（大日古16-280～305・306～307）では陶碗+陶片碗+陶片坏+陶塩坏+陶片盤となっていて、前者の陶羹坏が、後者では陶片坏に代わっているのがわかる。そこで他の史料も含めて、陶羹坏と陶片坏との関係を整理すると、この両者は一度も併記されることがなく、史料ごとに入れ替わりつつ、塩坏と一対をなすことが明らかとなった（表2）。つまり陶羹坏は陶片坏の異名であって、両者は同じ実用器種を指すのである。

陶器の片坏はその名義から考えても、やはり無蓋の食器であっただろう。この点もふまえつつ、陶羹坏がいかなる食器であったかを、どのようにして明らかにすればよいか。第一に、それは麦碗・水碗のような大口径碗とは異なる。そして第二に、次に述べる饗坏や塩坏ともちがう。要するに麦碗・水碗より小さく、饗坏・塩坏よりも大きい須恵器食器が、この羹坏であると考えられる。したがってその考定は、饗坏・塩坏が決まってから考えても遅くはない。

饗坏と塩坏 麦碗と水碗、それに羹坏も陶器であって、土師器のそれらが確認できなくなると、同じ用途名称に連なる饗坏・塩坏も、やはり陶器であろう。現に奉写二部大般若経書写事業の関連文書から、塩坏が陶器であることは明らかである。

饗坏は饗物坏（大日古14-423）とも書き、「あへものつき」と読む。調味用の坏であったと考えられる。塩坏の用途はその名が表すとおりである。関根真隆は、饗坏について「……この例（『後一切経料雑物納帳』、大日古14-422～442）中に羹坏を併記するから、それではなく、何か他のものを入れたので、あるいは酒杯の如きものであったろうか」と考えた〔関根1969, 327頁〕が、これは当たらない。関根の同著にある「薑物」の項目〔関根前掲書, 238-239頁〕にあるとおり、それは薑すなわち調味料用の食器である。薑は、「職員令義解」大宰府主厨条によると「即令調和醬醋蒜薑之類是也」とあり、醬・酢に搗いたニンニク・ショウガを和えたものを指す。その製法は『万葉集』第3829番歌にも見えており〔森川2019d〕、古代の調味法を考える際に重要な手がかりとなっ

表2 写経所文書等にみえる羹坏・片坏・塩坏と併記事例

年次	日付	史料	大日本古文书	坏系器種				
				羹坏	片坏・枚坏	塩坏	饗坏	窪坏
天平勝宝4	閏3月17日	写書所雑物請納帳	12-238		坏	塩坏		
	閏3月20日	写書所雑物請納帳	12-239		坏	塩坏		
	閏3月26日	写書所雑物請納帳	12-240		片坏	塩坏		
	閏3月28日	写書所雑物請納帳	12-241		坏	塩坏		
	4月1日	写書所雑物請納帳	12-241		片坏	塩坏		
天平宝字2	7月24日	東寺写経所解(案)	13-476	羹坏			饗坏	
	7月24日	写千卷経所食料雑物納帳	13-254~257	羹坏			饗坏	
天平宝字4	6月25日	奉写称讃経所解(案)	14-404		陶坏	塩坏	饗物坏	
	8月6-7日	後一切経料雑物納帳(中欠)	14-423			塩坏		
	8月28日	後一切経料雑物納帳(中欠)	14-426	羹坏		塩坏		
	10月2日	後一切経料雑物納帳(中欠)	14-430	羹坏		塩坏		
	8月14日	後一切経料雑物下充帳(首欠)	25-272		土坏	塩坏		
	12月?	造金堂所解案	16-295・296		陶片坏 土師片坏	陶塩坏		
天平宝字6	2月9日	筥陶司充器注文	5-104		陶坏	塩坏		
	12月16日	奉写二部大般若经用度解(案)	16-067		坏	塩坏		
	閏12月6日	奉写二部大般若经料雑物納帳	16-123	陶羹坏		塩坏		
	閏12月8日	奉写二部大般若经料雑物納帳(案)	16-129	陶羹坏		陶塩坏		
天平宝字7	4月23日	東大寺奉写大般若经所解(案)	16-381	陶羹坏		陶塩坏		
天平宝字8	7月29日	造東寺司解(案)	16-513		坏	塩坏		
	8月17日	大般若经料雑物納帳	16-519		枚坏	塩坏		
宝龜3	8月11日	奉写一切経所解	6-387・388		陶枚坏 土片坏			土窪坏
	12月30日	奉写一切経所告朔解	6-458・459		陶枚坏 土片坏			土窪坏

ている。したがって饗坏は、『延喜式』に見える陶器の蓋坏(主計式上)、あるいは齋坏(斎宮式野宮月料)に同じか。文書・式ともに陶器はあるが、土師器には見えない器名である。

羹坏と饗坏・塩坏とは併記される関係にあるので、互いに異なる器種であったことは明らかである。しかし饗坏と塩坏との関係は少し込み入っている。「後一切経料雑物納帳」(大日古14-422~442)によれば、周忌斎一切経書写事業(天平宝字4・5年)の立ち上げに際して、写経生用の食器が方々から集められた。まず天平宝字4年8月6日に「自坤宮官請求」として、①陶盤100口、②陶碗150口、③塩坏100口を集め(大日古14-423)、同月7日には寺家(東大寺)から、光明皇太後の七七忌である「御斎会遺物」として、④陶片碗100口、⑤片盤100口、⑥饗物坏100口、⑦水碗15合、⑧土碗100口を受領した(大日古14-423・424)。①~⑧を合算すると、その数は765口にのぼる。

そして次に、上の雑物納帳に対応するとみられる「後一切経料雑物下充帳」(大日古25-271~300)を見ると、8月13日以前に下充されたと考えられる土器は

- A 陶片碗 250口 = ②+④ (150口+100口)
- B 佐良 200口 = ①+⑤ (100口+100口)
- C 塩坏 200口 = ③+⑥ (100口+100口)
- D 水碗 15口 = ⑦ (15合)
- E 土坏 100口 = ⑧ (100口)

とあり、これらは5種類・765口である(大日古25-272)。口数の完全な一致から、坤宮官からの①~③と、寺家からの④~⑧とを合算したものがA~Eにあたるが、器名の数は一致しない。これは陶盤と片盤とを「佐良」としてまとめたうえに、陶碗が陶片碗の略記である⁽⁸⁾ためだが、⑥の饗

物坏 100 口が、C では塩坏 200 口のうちの 100 口として計上されている点に注目したい。この事実から、塩坏と饗物坏とは一応異なる器種であるが、塩坏が饗物坏の代用を果たすことがあった、あるいは饗物坏を塩坏として数えることがあったことがわかる。

饗坏と塩坏との近縁性を考慮に入れたうえで、これらの候補を須恵器食器のなかに探してみると、それは小口径の坏類にあたるであろう。そこで杯 AI・杯 BI（大坏）を麦坏，杯 AII・杯 BII（中坏）を水坏とし、小口径の坏（杯 A・杯 B のうち口径が 10～13 cm 程度のもの）を饗坏ないしは塩坏とすると、羹坏の候補は自ずと限られてくる。ここで羹坏・饗坏・塩坏の考定案を図 3 に示しておく。

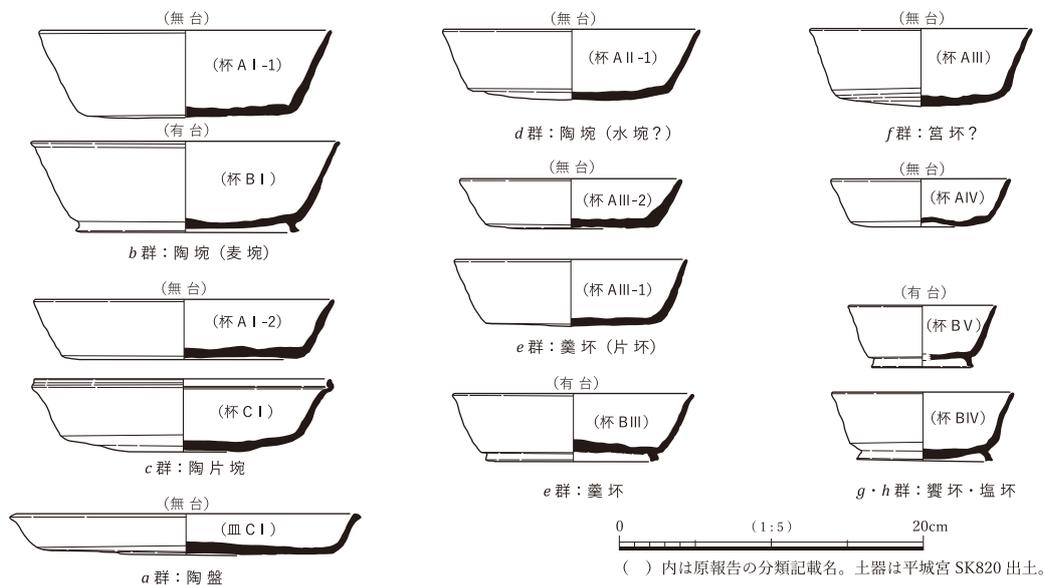


図 3 須恵器食器の考定案

実用的な食器構成 以上を整理すると、天平宝字年間の東大寺写経所では、用途名称からなる坏・坏が合わせて 5 種類あり、これに陶盤や陶片坏を加えることで、一人分の給食用セットができあがる。ただし、麦坏は水坏で代用でき、饗坏と塩坏とは混同されることがあったほか、羹坏は陶片坏などと表記されることがあった。また、麦坏・水坏を区別せず一括したものが、単に陶坏として表記された可能性がある。

麦坏・水坏と羹坏・饗坏・塩坏は、その食器の用法を暗示させる器名であるが、写経所文書を見るかぎり、これらがお名前どおりに用いられたわけではない。本来の用途を暗示させる器名とは無関係に、食器の用い方は多様であったと考えられるのである。東大寺写経所で用いられたのは、実際の用不用や使い勝手によって選択された、実用的な給食用セットであった。そしてそのゆえか、これらの多くは無蓋の食器であって、有蓋なのは陶坏（麦坏もしくは水坏）のみであった。

のちに詳しく述べるように、ここで用いられた陶器の器名には、『延喜式』に見えないものもある。『延喜式』所載の器名を考えると、東大寺写経所で用いられた実用的食器構成は、その対照群となるのである。

(3) 土師器食器の器名群

上で見たように、天平宝字年間の東大寺写経所では、陶器中心の食器が用いられていた。いっぽう土師器の器名は、奉写一切経所関連文書に多く見える。これは始二部一切経書写事業（宝亀3・4年）を西大寺写経所より引き継ぐにあたって、奉写一切経司から支給された料物のなかに、土師器の食器が大量に含まれていたからである。このときの奉写一切経所では、須恵器食器よりも土師器食器のほうが多く用いられた。そこで以下では、おもに奉写一切経所関連文書を中心に、片碗と碗形、土片碗と土枚碗、そして土窪碗の順にその考証をおこないたい。しかしその前に、この史料群と同時代の土師器食器が、その器形や大きさでどのように分類できるかを検討しておこう。

四器構成 平城宮東方官衙地区の土坑 SK19189・19190 からは多量の土器が出土しており、その大半は土師器食器である。数万点におよぶとされる木簡群は平城宮出土例としては最大規模になる見込で、宝亀2・3年（771・772）の紀年木簡を含む〔今井ほか2009〕。出土土器もおよそこの時期のものと考えられるから、奉写一切経所関連文書とは、ほぼ同時代の土器群である。出土量が膨大だが、整理作業の進展によって、平城宮土器Ⅳから同Ⅴにかけての良好な資料群となろう。

筆者の計測結果にもとづいて分類をおこなうと、土師器食器は次の4群からなる（図4）。

- a群：口径 210～235 mm・器高 25～40 mm
- b群：口径 175～200 mm・器高 35～50 mm
- c群：口径 155～185 mm・器高 25～40 mm
- d群：口径 125～145 mm・器高 35～45 mm

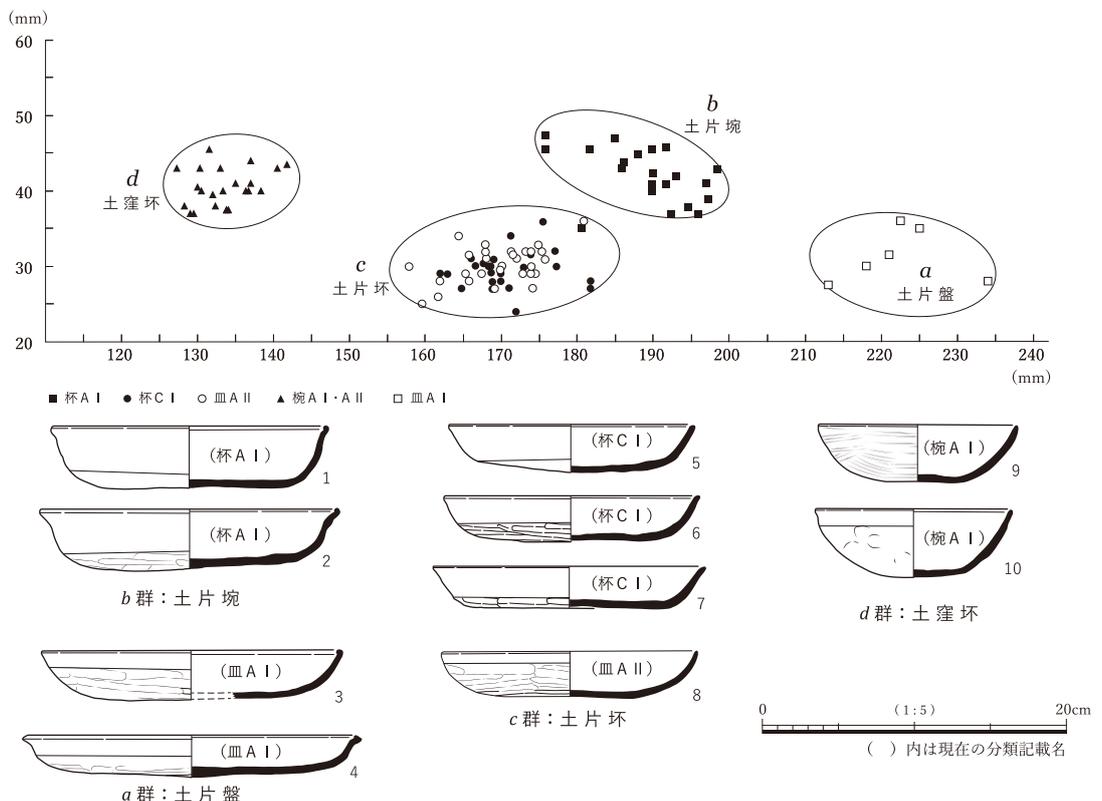


図4 奈良時代後半の土師器食器と法量区分（平城宮 SK19189・19190 出土土器）

これらのうち、*a*群は皿 AI (□)、*b*群は杯 AI (■)にあたり、後者が深形碗のまとまりである。この*b*群には、黄褐色系の第Ⅰ群土器と暗褐色系の第Ⅱ群土器とがあるが、両者間に法量差はない。*c*群は概要報告の杯 C と皿 AⅡとからなる。前者はいわゆる第Ⅰ群土器で、底部外面を不調整にとどめるもの。いっぽう、後者は第Ⅱ群土器で、底部をヘラケズリで整えるものである。器形および胎土の特徴から、両者は相互に識別できる小群であるが、その法量ではまったく区別ができない。*d*群は碗 AI のまとまりで、*c*群よりは口径が小さい代わりに深手の食器である。

これら*a*～*d*群は、同じ平城宮出土の土器群 (SK219 や SK2113 の土器群など) でも同様に確認できるうえ、その離散性から奉写一切経所関連文書の土盤、土鏡形、土片坏 (土枚坏)、土窪坏にそれぞれ対応するのはほぼ明らかである。古器名と考古学的器種との対応関係がわかりやすいのは、奈良時代の土師器食器が、その器形や大きさにおいて離散的な4群からなるためである。これらに漏れる土水碗は「合」で数える有蓋食器であることから、土師器杯 BI (有蓋・有台の土師器碗) に対比すればよい。正倉院文書に見える土師器食器の器名考証は、図4に示された計量的事実のみでも十分に可能であるが、片碗と鏡形の別と、土片坏と土枚坏との関係にかんしては、もう少し詳しく述べておく必要がある。

片碗と鏡形 以前筆者は、正倉院文書に見える土片碗と土鏡形について述べたことがある。その論旨を簡単にまとめると、「浄清所解」(天平勝宝2年)では片碗と鏡形とが併記されていて、互いに区別されていたことがうかがえる。その別は明らかでないが、借馬秋庭女が作った片碗への工賃は1口あたり0.5文であるのに対し、鏡形のほうは0.8文であることから、鏡形のほうが片碗よりもやや大きいか、製作時に手数を要したものと思われる。しかしその後、「造金堂所解案」(天平宝字4年末)では「鏡形片碗」という、片碗とも鏡形ともつかぬ器名が出ていて、両者の区別は不明瞭になっている。そして奉写一切経所関連文書では「土鏡形」しか見えず、土片碗は欠落している。いずれにしても、これらは奈文研分類の土師器杯 AI にあたると考えられる [森川 2015a]。土鏡形を碗 A にあてる解釈もある [巽 1991] が、本稿ではこの見方を採らず、杯 A に対比する⁽⁹⁾。平城宮 SK19189・19190 出土の土師器食器では*b*群としたまとまりが、この土鏡形にあたる。

土片坏から土枚坏へ 始二部一切経書写事業 (宝亀3・4年) の告朔解案において、土片坏と土枚坏とが同じ器種を指すのは疑いのない事実である。なぜなら宝亀3年12月の土片坏820口 (大日古6-447～463) が、1か月後の宝亀4年1月には土枚坏820口と書かれるようになっていて (大日古6-469～473)、両者がそれぞれ異なる器種を指すという解釈が、まったく成り立たないからである。詳しい論証は別稿 [森川 2023] に譲るとして、ここでは土片坏 = 土枚坏が平城宮出土土器のどれにあたるかを示しておく。奈文研分類でいえば、それは土師器皿 AⅡ (ないしは杯 C) にあたり、平城宮 SK19189・19190 出土例で*c*群 (図4-5～8) とした浅形食器にあたる。

ここで問題なのは、土片坏はどうして土枚坏と書かれるようになったか、である。その背景には土窪坏こと土師器碗 A の定着がある。これは土窪坏の定着にやや遅れつつも、土窪坏と同じ命名規則にしたがって、土片坏の名称が「枚坏」に転じたからではないか。月々の告朔解案を作成していた案主・上馬養が、この器名変化を偶々記録していたわけである。正倉院文書の器名世界にとどまるかぎり、この変化は偶発的に生じた、採るに足らない表記の揺れであるように見えてしまう。しかしこのあとで詳しく述べるように、窪坏と枚坏とが、『延喜式』的器名群のなかの、平安時代

的な食器構成へと確実に継承されていることが明らかになる。正倉院文書から『延喜式』への架橋によって、この「偶発的事象」の歴史的な意味がようやく理解できるのである。

窪坏+枚坏セットの成立 こうして土鏡形と土片坏（土枚坏）の考定案が固まると、残された土窪坏も自動的に決まってくる。平城宮 SK19189・19190 出土の土師器食器では、土窪坏は *d* 群にあたるのである。なお、*a* 群とした土師器皿 AI が土盤であるのは自明であるから、構えて考定をおこなう必要はない。

土窪坏と土枚坏とが、供膳の場でとくに多用されるようになったことは、史料・考古の両面にはっきりと表れている。まず、始二部一切経書写事業の期間中にもっとも消耗した土師器食器は土窪坏である。それは宝亀3年2月の時点で960口の在庫があったが、宝亀4年9月には90口を残すのみであって（大日古 21-521～522）、この間にじつに870口（約90%）を消費している。土枚坏のほうも、同じ期間中に1,030口から575口まで減ったが、じつは陶枚坏も1,221口から62口まで減少しているから、土・陶を合わせると1,614口もの枚坏を卸したことになる。この間に土鏡形は⁽¹¹⁾おおよそ230口、土盤・陶盤は合わせて約460口が減ったにすぎず、土窪坏と枚坏の減り方がとくに著しい。

奉写一切経所関連文書に見えるように、この頃土窪坏と土片坏（枚坏）とがさかんに消費されたという事実は、平城宮出土土器（奈良時代後半）の組成における土師器椀 A と皿 AII の突出、という現象とよく符合する。前者が土窪坏、後者が土片坏（枚坏）であるならば、この両者がほかの器種を差し置いて量的優勢を占めるのは、これら2器種が多用されたことを思わせるに十分である。そこで、土師器椀 A や同皿 AII などが食器のなかで占めている割合を、既刊の発掘調査報告書に探してみると、次のとおりであった（図5）。

その報告によれば、平城宮 SK219 では土師器食器が278点（杯蓋を除く）を数え、このうち椀 A・椀 C は78点（27.5%）、皿 AII は62点（21.9%）であった。また、これに匹敵する割合を占めるのが土片盤にあたる皿 AI で、それはじつに83点（29.3%）である。つまりこの3器種だけで、土師器食器のおおよそ80%にあたり、土片椀こと土師器杯 A（38点・13.4%）に対して大きな割合を占めている〔奈文研 1962〕。これと同様に、平城宮土器 V の基準資料である平城宮 SK2113 では土師器食器が263点（杯蓋を除く）で、杯 AI は31点（10.0%）、皿 AI も30点（9.6%）にすぎないが、椀 A・椀 C は100点（32.2%）、皿 AII は95点（30.5%）を占めている〔奈文研 1976〕。土師器主体で、かつ坏・盤という副食器の割合が著しく高いのが、平城宮の土器群（奈良時代後半）の特徴であるといえよう。そこで SK219 の土師器食器と、SK2113 のそれらとを比べると、椀 A の割合は27.6%から32.2%（SK219 >> SK2113）へ、また皿 AII も21.9%から30.5%（同上）へと増加していることがわかる。別のいい方を試みると、土師器の中では飯器と目される土鏡形・片椀こと杯 AI を1.0としたとき、SK219 では片坏（皿 AII）が1.6、窪坏（椀 A）は2.1で2倍前後だが、SK2113 では片坏（皿 AII）は3.1、窪坏（椀 A）は3.2となっていて、ほぼ3倍である。つまり平城宮土器 IV から同 V にかけて、土師器の壞類に対する土枚坏・土窪坏の比率は大きく跳ね上がる。そして宝亀3年2月の「奉写一切経所解」（大日古 19-319～321）に計上された土師器食器の割合は、SK2113 出土のそれとよく似ており、とくに土片坏と土窪坏の占める割合が、SK2113 の皿 AII・椀 A などに近似している。

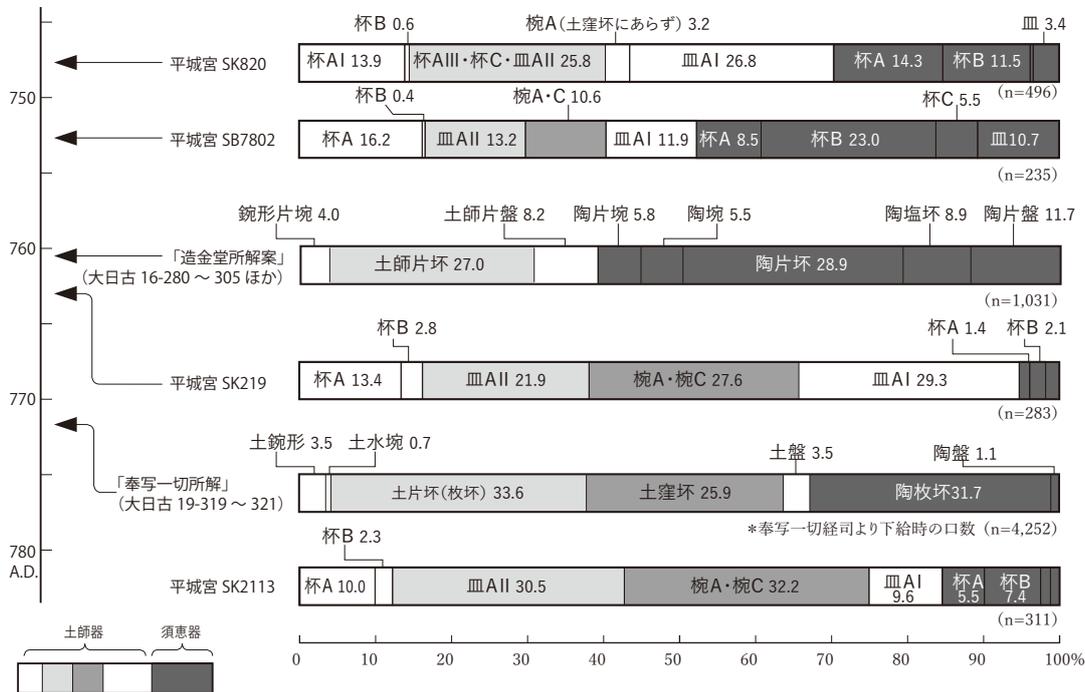


図5 平城宮出土土器および正倉院文書に見える食器の組成 (奈良時代後半)

天平宝字から宝亀年間にかけて、土窰坏と土枚坏とは食器のなかでの割合を増しているのが明らかである。そしてこの事実こそが、土窰坏の定着と、それに呼応した土片坏の「枚坏」化を意味しているのではなかろうか。つまり宝亀年間には、土師器の窰坏と枚坏とを大量に消費する食事文化、ないしは食事法が成立していたことがうかがえる。片坏の「枚坏」化は、その形質の漸進変化とではなく、その需要の増大と、その結果としての消費量の増加と連動していたのである。

したがって筆者は、宝亀年間に起きたとみられる窰坏+枚坏セットの成立と、これら2器種の大量消費の始まりを、平安時代的な土師器食器構成の胎動とみる。あとでもう少し詳しく述べることになるが、土師器の窰坏+枚坏セットは、『延喜式』的器名世界の一部を読み解くための、重要なカギとなるのである。

③…………『延喜式』主計式上の土器・陶器調納規定とその年代

(1) 既往の学説

正倉院文書所載の器名群は、おもに天平宝字年間から宝亀年間までの十数年間(760~770年代)に同時存在していたものである。このように、正倉院文書に登場する器名群の実年代は明確だが、これに対比すべき『延喜式』器名群の年代観は、どのように考えればよいか。古器名研究の世界において、正倉院文書と『延喜式』とを適切に結びつけるためには、まずこの問題について検討を加えねばならない。ここでは『延喜式』的器名群の年代にかんして、先行する学説を整理しておきたい。なお筆者の年代観は、次章で明らかにする。

浅香説 浅香年木はその著書のなかで、『延喜式』に土器の貢納規定が詳しく書かれているいっぽうで、「養老賦役令」の調絹絁条や諸国貢献物条に土器の貢納規定が見えないことを問題にし、土器が日常雑器として広く生産されているものの、輸送条件その他によって貢納国が一部にかぎられるという事情などによって、調の一般的な品目から除外されていたと考えている。また陶器の貢納が、「和泉監正税帳」にあるように天平9年までさかのぼることを指摘したうえで、「従って、『延喜主計寮式』に見える土器の調納規定は、大綱において、八世紀の規定を継承している」[浅香1971, 314頁]とした。浅香はほかにも、平城宮出土の土師器から推定される実態が、主計式に見える土師器調納集団の構成と大差ないこと⁽¹³⁾にも言及しており、この点でも主計式が8世紀の規定をそのまま継承したものと考えている。こうした見方によれば、土器はやはり調納品で、しかも主計式の器名群はおもに8世紀のそれ、つまり奈良時代のものであったことになる。

しかし、浅香は次のようにも述べている。主計式の規定では、正丁1人当たりの須恵器の調納量が、畿内と畿外とで著しく異なることに着目し、9世紀の畿内で須恵器生産が衰退することと関連づけつつ、「……近江・美濃・播磨・備前・讃岐・筑前の畿外六ヶ国の生産者集団に須恵器の調納が義務づけられるようになったのは、令制成立の当初からの状態ではなく、和泉の陶邑の須恵器生産の衰退に呼応する二次的な措置であった可能性が強い」[浅香前掲書, 315頁]とする。そしてそのうえで、「令制成立の当初の段階における土器調納国の分布は、賦役令に土器の調納が記載されていないために明らかになし難いが、『延喜踐祚大嘗祭式』・『延喜斎宮寮式』に見える大嘗祭・新嘗祭のための土器貢納国の分布は、おそらく『延喜主計寮式』にあらわれる土器の調納国の分布に先行し、令制成立当初の状態に比較的近い」[浅香前掲書, 315頁]と推測した。踐祚大嘗祭式では河内国（土師器）と和泉・尾張・三河・淡路・備前の諸国（陶器）が貢納国として見え、斎宮式では美濃一国を指定している。尾張・三河・淡路の三国は主計式に見えないが、浅香によれば令制成立時の陶器貢納国であったことになる。

ここまでを整理すると、養老賦役令成立時における土器貢納の実態は踐祚大嘗祭式および斎宮式に垣間見え、これ以後の実態は主計式が反映していることになる。つまり浅香説では、主計式の陶器貢納規定は8世紀のそれを継承しつつも、和泉陶邑窯が衰退した後の9世紀のもの、ということになる。

『延喜式』各式の条文にかんする浅香の理解は明晰で、50年を経た今でも、その論理性に重大な欠陥があるようにはみえない。しかしながら、畿外6か国の陶器貢納が、9世紀における陶邑窯の衰退に呼応した新事態であったかは、やはり一考を要する。というのは、これらの国では7世紀後半に須恵器生産が大きく伸長し、その契機が同時代の都城・宮都への須恵器供給であったことが容易に推測されるからである。現に飛鳥地域や藤原宮では、陶邑窯の産品ではないとみられる須恵器が一定量出土し、その一部には美濃産⁽¹⁴⁾や備前産⁽¹⁵⁾・播磨産と目されるものが確実に含まれていることから、これらの地域で出土する須恵器のなかで、筑前国をのぞく畿外諸国産のそれらが、潜在的に一定のシェアを占めていたことがわかる。さらに奈良時代の平城宮・京で出土する須恵器では、その産地からⅠ～Ⅵ群を識別でき[奈文研1976]、このうちⅢ群が播磨産、Ⅴ群が尾張産、Ⅵ群が美濃産または備前産⁽¹⁶⁾[金田ほか2000]とされており、畿外産が確実に含まれる。蛍光X線分析法による須恵器の産地推定は、データの蓄積がまだまだこれからの感があるが、それでも畿外諸国（とく

に播磨国・備前国や讃岐国など)の陶器貢納を、浅香説のように9世紀にまで降らせねば理解できないという状況ではもはやない。しかも近年、これまで和泉陶器窯産とされてきたⅠ・Ⅱ群の多くが、じつは平城京近郊産の須恵器であることが明らかになってきた。神野恵によれば、平城京近郊窯(平城山東部窯跡群・西部窯跡群・生駒窯跡群)での須恵器生産は遅くとも平城宮土器Ⅱの段階に始まっており、遷都直後に開窯した須恵器窯も想定できるという〔神野2021〕。これは平城宮・京で出土する須恵器の産地構成を考えるうえで、きわめて重要な知見である。

以上をふまえたうえで、浅香説を見直すと、主計式の貢納規定はおもに8世紀初頭から前半にかけてのものと考えてよく、場合によってはそこに見える器名群が、7世紀後半にまで遡る可能性も否定できないと思われる。

吉田説 先行研究も踏まえつつ、古代土器研究の世界で「律令的土器様式」という概念を樹立したのは西弘海である。彼は途半ばで病没したため、『延喜式』の器名研究に着手することはなかったが、ある論文の末尾で「残された課題である「平安時代の食器類の器名とその用途」については、また別稿において検討してみることにしたい。」と、その意欲を語っており〔西1979〕、古器名研究の対象を正倉院文書から『延喜式』へと拡張するつもりであったことがわかる。同じ頃、吉田恵二は『延喜式』所載の土器と、奈良時代・平安時代の土器陶器とを対比し、墨書土器を手がかりに器名考証をおこなっている〔吉田1982〕。吉田はその所論において、主計式に見える食器の調達量と、これら食器の消費量との数量上の不一致を「矛盾」と呼びつつも、碗・坏・盤の調達量と消費量とが「全体としてほぼ均衡を保っている」と解釈するために、いくつかの補助的な説明を加えている。例えば、調達量よりも消費量のほうが多い器種は、内膳司・大膳職所管の工房で生産したもので不足分を補っていた〔吉田前掲論文、608頁〕とし、あるいは「……調品目にみられる非常に多様な名称規定にもかかわらず、消費の場では、坏、碗、盤といった普通代表名詞で示されることが多かった」〔同論文、609頁〕と述べるなど、小さな「矛盾」⁽¹⁷⁾をできるだけ少なくする説明を重ねつつ議論を進めている。つまり吉田の論法は、土器の種類や貝数にかんする「相互矛盾や齟齬」を解消し、この方面での研究を一步前進させようとするものであった。そのように考えていた吉田が、『延喜式』に記された土器様式の年代を、どのように認識していたか。吉田は「大宝律令に端を発する『延喜式』ではあるが、奈良時代末期および平安時代初期に改変が加えられた痕跡を見出すことができる。土師器、須恵器は奈良時代の中でも形態と器種構成を変化させて行く。こうした土器の変化に対応して、記載内容を変化させた『延喜式』ではあるが、おそらく、瓷器記載の改変を最後に形態化しながら文字だけが残って行ったというのが実態ではあるまいか」〔同論文、610頁、傍線部は筆者加筆〕として、文を結んで⁽¹⁸⁾いる。つまり、主計式の貢納規定は奈良時代前半に成立したのち、奈良時代後半から平安時代初頭にかけて、逐次改変されたという解釈である。

巽説 吉田の次に、『延喜式』的器名の年代について検討を加えたのが巽淳一郎である。巽説は平城宮・京出土土器の考古学的検討をその拠りどころとしており、この点は吉田説に同じである。巽説はまず、主計式の貢納規定はいつ頃のものか、という問いから始まる。そしてその答えを導出するためにいくつかの考古学的証拠を示し、結論としては「750年代における平城宮時代の実態」、ないしは主計式は「奈良時代後半ごろの法規と想定」した。巽は①主計式の陶器貢納規定は器種構成が多様だが、そこに緑釉陶器や灰釉陶器が見えないことや、②和泉国を陶器の貢納国

に数えていることから、9世紀には降らないとする。そしてそのうえで、③土師器椀A（異説では「⁽¹⁹⁾鏡形」となる）の存続時期（740年頃～9世紀初頭）が主計式の本かれた時代に重なりとし、④この規定は和泉国における陶器生産の衰退後で、かつ尾張国が事実上の陶器貢納国になる前の実態を示していると考えた〔異1991, 266-269頁〕のであった。その後、異は⑤「⁽²⁰⁾藤原宮期」には主計式の陶器調納国でない尾張国産の須恵器が主体をなすことと、⑥平城宮では和泉・播磨・備前・美濃国産の須恵器が確実に存在すること、⑦奈良時代後半には調納国でない尾張・大和国が陶器の貢納を開始し、⑧8世紀後半には都城近郊での須恵器生産が始まることを根拠として掲げ、「……主計寮式の規定が実効していた時代は、8世紀前半代の平城京期とみるのが最も自然である」と結論づけた〔異1999, 622頁〕。結局、藤原宮や平城宮で出土する須恵器の産地構成（④～⑧）が、主計式に見える陶器貢納規定の年代を推定するうえでとりわけ重視されたようである。

藺田説 藺田香融は養老賦役令の藁藍条にある雑器が民部式の交易雑器に継承され、主計式の畿内調雑物（この中に陶器・土師器が含まれる）とは別物であることを明らかにした〔藺田1991〕。その所論では、主計式に見える器名群の年代について明確に述べているわけではないが、摂津国から貢進した陶器は西摂地方の産と推定しつつ、「調の須恵器の貢進は、後述の土師器に比べて、比較的新しい時期の成立と考えられる」とする〔同論文, 228頁〕。土師器のほうでは、贄土師部が「大和・河内を本居とし、朝夕の御膳に用いる土器の調進に従事した職業部」であり、「その起源は古く、贄土師部設置以来の貢納を継承したものであったろう」〔同論文, 230頁〕と述べていて、土師器貢納の制度や伝統が、須恵器のそれよりも古いことを思わせる表現となっている。藺田はまた、摂津国に課せられた調の木器は、有力な木工集団である猪名部氏によって製造されたと推測したうえで、その貢進は令制施行当初に遡る、と考えている。同様のことは大和・河内の贄土師部とその所進の土師器についてもいえる〔同論文, 236頁〕と述べていることから、主計式上に見える土師器の貢納規定は令制施行時に遡るといっているのにはほぼ等しい。いっぽう、須恵器の貢進は「比較的新しい時期の成立」というが、それは令制施行当初よりは時代が降る、という考えであろう。

森説 森明彦は和泉陶邑窯の陶器が調としてどのような性格をもっていたかと、それが踐祚大嘗祭の由加物であるときとはどのような相違が生じるかを考察した〔森1994〕。先の藺田説と同様に、森は延喜主計式に畿内調として規定されている雑器具が、賦役令の藁藍条ではなく、調網絶条に基づいて集められたと考えた。そしてそのうえで、四時祭のときに貢進された陶器29種のうち、和泉産が19種を占め、「和泉国の調の陶器が古代国家の祭祠に不可欠の位置を占めている」と述べた〔同論文, 97頁〕。さらに天平9年の疫病蔓延で租税が免除されたときにも、和泉国から調として交易進上された陶器は祭祀用であって、これが雄略の昔からのミツキの系譜に連なるため、と考えた。さて森説のなかで、『延喜式』の器名群の年代観が何となくうかがえるのは、①踐祚大嘗祭に供神御器を出す5か国のうち、陶器を毎年貢納するのは和泉・備前の2か国にすぎず、「摂津・近江・美濃・播磨・讃岐の五か国が除外され、代わりに例年は調の陶器を貢進しない河内・尾張・参河の三国が割り当てられている」ことと、②和泉国からの調納陶器13種が、わざわざ他国に振り分けられていること〔同論文, 104頁〕、さらに③「八世紀には陶器の生産が活発であった美濃国は、九世紀に入ると生産が衰え、代りに尾張・参河が活発な生産を行うようになる。美濃から尾張・参河への変更は、この説明と低触しない。」〔同論文, 104頁〕（太字は筆者）と述べる。この文脈からは、

踐祚大嘗祭式は9世紀における陶器生産の実態を反映していると、森自身が考えていたように読める。この点は、踐祚大嘗祭式ほかに賦役令成立時における土器貢納の実態を見出そうとした浅香説と大きく食い違っている。しかし主計式の器名群は、第一にそれらが賦役令の調絹絶条に基づいて徴収されたとするうえ、さらに天平9年時に和泉国の陶器が調として貢進された事実からして、奈良時代のものであったと森も考えていたことになろうか。

菱田説 菱田哲郎は、古代須恵器の器形がそれぞれ、どのように呼ばれていたかを考える手がかりとして、『延喜式』と『倭名類聚抄』、そして正倉院文書を挙げる〔菱田1996〕。しかし、「このうち『延喜式』は奈良時代以後の名称を集めている可能性が高く、特定の時期に用いられた器種を知ろうとするにはあまり適切ではない。一方、「正倉院文書」に収められている文献の中でも、東大寺をはじめとする大きな機関が土器を注文した記録は、年代が特定できる場合が多く、ある時期の器の名称を知るには都合がよい。」とし、「造金堂所解」の記事に注目している〔菱田前掲書、116-117頁〕。この著書のなかで、『延喜式』の器名群の年代に触れた部分はこれだけだが、文脈からは奈良時代以降の器名が混在していて、平安時代に降る器名も当然含まれている、という認識がうかがえる。

荒井説 最後に荒井秀規による主計式の年代観について触れておこう。荒井は器種ごとに器形や容量・用途、貢納規定を詳細に解説しており、どの式文に・どのように書かれているかも網羅してあるから、参考にするところが大である。ここで土器・陶器貢納規定の年代にかんする結論だけを抜き出すと、それは8世紀後半を中心とするもので、基本的には「弘仁式」の内容が『延喜式』に踏襲されたもの〔荒井2004、58頁〕という。その根拠と論理は下巻〔荒井2005〕に詳しい。要点は①「和泉監正税帳」や牛頸ハセムシ窯出土の窺書須恵器から、主計式に見える土器貢納のあり方が大宝令制下に遡ること、しかし②京・畿内の陶器調納量（正丁1人分）は畿外諸国の3分の1から4分の1であり、これを2分の1と定めた令制当初までは遡らないこと、および③畿外諸国の陶器貢納と、和泉陶邑窯の衰退とを単純に結びつけることの不合理などから、主計式の貢納規定が、奈良時代から平安時代初頭までのそれを包括した「弘仁式」を基に、「貞観式」以降に補訂を加えたものと説いたのであった。荒井の年代観は先行する学説を十分にふまえたもので、それらの集大成ともいえるから、研究の深化をも加味したもっとも基準的な見解であるといえる。主計式に見える器名群の多くが奈良時代のものであることは、荒井説によって確定した感さえある。

（2）主計式上の年代観

主計式の土器・陶器貢納規定の年代観とその根拠を、論者ごとに整理すると表3のとおりとなる。陶器貢納国の興隆や衰退が、この貢納規定の実効年代を考えるうえで重視されていたことがうかがえるものの、それぞれの論説が書かれた時代や背景が異なるため、論者間で多少の隔たりが生じている部分もある。しかし、彼らは一様に、この規定が令制成立当初、あるいは8世紀前半から後半（つまり奈良時代）の実態を反映していると考えている。根拠や論理・論法にちがいはあれど、年代観が互いに似通ってくることは重要である。筆者はこのあとで、また異なる切り口で主計式の年代について考えるが、そこでもやはり、焦点となるのは奈良時代である。主計式の土器・陶器貢納規定が、この時代の実態を継承しているのは確実である。しかしそうすると、主計式の器名群と、

正倉院文書の器名群とは、ほぼ同時代ということになる。2つの器名群を比較し、共通点と相違点を明らかにしなければならない。

表3 土器・陶器貢納規定(主計式等)の年代観

論者	年次	各式(土器貢納規定等)の年代観	おもな根拠・論理	備考
浅香山木(文献史)	1971	踐祚大嘗祭式: 令制成立当初 齋宮式: 令制成立当初 主計式: 奈良時代(畿外6国の陶器貢納は9世紀代以降か)	主計式の土器貢納規定は8世紀のそれを継承/和泉国の陶器貢納は天平9年に遡る(「和泉監正税帳」)/平城京出土の土師器は主計式の土器貢納集団の構成と同じ/畿外6国(淡海・美濃・播磨・備前・讃岐・筑前)の須恵器貢納は和泉陶器窯の衰退に対応したものと推定/踐祚大嘗祭式の尾張・三河・淡路国と、齋宮式のみ濃国は主計式よりも古く、令制成立時の陶器貢納国とみる	浅香説では和泉陶器窯の衰退を9世紀以降に降らせる
吉田恵二(考古)	1982	主計式: 奈良時代前半に成立(奈良時代後半から平安時代初頭に改変あり)	墨書土器を手がかりに器名考証/貢納時の名称と実用時の名称との不一致を想定/土器の器形や器種構成の変化に対応し、奈良時代末・平安時代初頭に改変あり/瓷器にかんする条文の改変を最後に形骸化	
園田香融(文献史)	1991	主計式: 令制成立当初から	土師器貢納は贄土師部以来の伝統を継承/摂津国の木器貢納は令制施行当初から(土師器もこれと同じ)/陶器調納は土師器のそれより新しい	
森 明彦(文献史)	1994	踐祚大嘗祭式: 9世紀と推定? 主計式: 奈良時代?	和泉国の陶器貢納は天平9年に遡る(「和泉監正税帳」)/踐祚大嘗祭式の陶器は陶器生産が美濃国から尾張・三河国に移転後のもの(9世紀と推定か)	踐祚大嘗祭式の年代観は浅香説と大きく異なる
巽淳一郎(考古)	1991	主計式: 奈良時代後半(750年代)	平城宮・京出土土器との比較(土師器の食器構成/緑釉・灰釉陶器の欠如/主計式は鏡形の存続期間に一致/和泉陶器窯の衰退後・尾張国の貢納以前の実態を示す)	土師器Aを鏡形に對比
巽淳一郎(考古)	1999	主計式: 奈良時代前半	藤原宮期には尾張(主計式の非貢納国)産須恵器が主体/平城宮期には和泉・播磨・備前・美濃産の須恵器あり/8世紀後半には貢納国でない尾張・大和国が陶器貢納を開始/8世紀後半からは都城近郊での陶器生産へと変化	主計式の実効年代は尾張産須恵器の有無で絞り込み
菱田哲郎(考古)	1996	奈良時代以後	『延喜式』の器名は奈良時代以後のもので、特定時期の器名を知るには不適	
倉田直純(考古)	2003	齋宮式: 奈良時代末~平安時代初頭	齋宮出土土器との比較(齋宮式所載土器は齋宮II-1期のもの/当該期の食器は平片坏・片盤・窪坏・鏡形/齋宮式には瓷器が見えない/美濃国の陶器貢納は奈良時代の実態を示す)	
荒井秀規(文献史)	2004 2005	主計式: 8世紀後半が中心(弘仁式の内容を踏襲)	主計式の土器貢納のあり方は大宝令制下に遡る/ただし京・畿内の陶器調納量(正丁1人分)は畿外諸国の1/3~1/4であり、これを1/2と定めた令制当初までは遡らない/主計式の貢納規定は、奈良時代から平安時代初頭までのそれを包括した「弘仁式」を基に、「貞観式」以降に補訂を加えたもの/国別諸条の内容は、基本的に「弘仁式」段階の土器貢納を示す	陶器窯の衰退と畿外諸国における陶器生産とを関連づける論理(浅香1971)に異議

④……………『延喜式』の器名群

(1) 式ごとの器名群整理

主計式上に見える土器・陶器の器名と、その貢納規定がいつ頃のものか、諸説を検討したところ、大方が奈良時代(8世紀前半)から、平安時代初頭(9世紀前半)にかけてのものと考えていることが明らかとなった。その反面で、その年代を『延喜式』撰進時(10世紀前半)にまで降らせる見方は皆無である。主計式の器名および貢納規定は、瓷器を除けば平安時代の実態としては齟齬が

大きく、また賦役令との整合も考慮すると、奈良時代に遡らせるのが穏当だ、ということであろう。

ところが筆者の観点からは、これらの研究にはある共通の弱点があるように見える。主計式の器名群がおもに奈良時代のもので、降っても平安時代初頭までであるならば、正倉院文書に見える器名群との比較研究はやはり不可欠であろう。上掲の先行研究は、何も古器名研究が主題であったわけではない。しかし主計式の器名群をよりよく理解するために、これら論者が正倉院文書を用いた形跡は、控え目に言っても希薄であるか、あるいは用い方が不十分である。そしてここに、『延喜式』的器名研究の課題を見出すことができよう。

しかしこうした問題意識を抱きつつも、筆者はさっそく、大きな謎に直面することになる。すなわち正倉院文書の器名群と、おもに主計式に登場する「延喜式」的器名群とはほぼ同時代であるにもかかわらず、どうして少なくない齟齬が生じるのだろうか？換言すると、正倉院文書には見えない器名が『延喜式』にはあり、また逆に、『延喜式』には出てこない器名が正倉院文書には見えている、ということになる。既往の学説を参考にするかぎり、『延喜式』的器名世界は令制下の、つまり奈良時代のそれを強く継承しているはずである。奈良時代に実在した食器のすべてを網羅するためには、正倉院文書と『延喜式』それぞれの、2つの器名世界を適切に一体化させる必要がある、ともいえよう。

正倉院文書に見える器名群と比較するにあたり、『延喜式』所載の器名群を式ごと・条文ごとに行きわたるだけ整理しておく必要がある。ここでは四時祭式、齋宮式、主計式、大膳式、内膳式、大炊式のなかで、土器や木製食器の器名が複数併記されている条文をおもな対象とした。したがって、土器の名前が1・2種類しか見えず、同時存在するほかの器名がわからない条文は、検討の対象から外している。なお立論上、まず主計式上の畿内調・諸国調に見える器名群を土・陶ごとに整理したうえで、次に大膳式および内膳式の器名群との比較をおこない、両群の共通点と相違点を明らかにする。また四時祭式や齋宮式、大炊式等に見える器名群も参考にし、『延喜式』的器名群の構造を解明したい。以下、器名を掲出するにあたっては、集英社本の表記にならうものとし、その器名が見える条文の名称とその巻号・頁数を示しておく。⁽²¹⁾

(2) 主計式上の器名群

前章で見たごとく、主計式上の器名群は令制下における土器・陶器貢納の実態を考えるうえで重要である。またその年代をめぐっても、いく人かの論者が自説を明らかにしてきた。表4に土・陶各器種の種類と員数、それに貢納国を示す。畿内調を除けば、土師器は大和・河内両国の産にかぎられるが、それぞれに贄土師がいた。しかし玉手土師は大和国に、坏作土師は河内国にしかいない。いっぽう、陶器には畿内調・諸国調があるほか、摂津国・和泉国・近江国・美濃国・播磨国・備前国・讃岐国・筑前国の産がある。これら8か国が須恵器の生産地を有することはいうまでもない。

表4に明らかなように、貢納を義務づけられた器種は土・陶の別なく、産地や製作者集団によって大きく異なる。しかし、筆者がここで重視したいのは、土師器と陶器とで器名が大きく異なることである。例えば陶器には管坏（ほかに様管坏と大・小の管坏がある）や深坏・清坏^{あしひき}（足下）坏、それに短女坏^{ひきめつき}、盞^{あえもの}杯という器種があるが、これらは土師器のほうでは確認できない。反対に主計式上では、甕形は土師器にかぎられる器名となっている。水椀・片坏・片盤など、土・陶共

表4 主計式に見える食器（土器・陶器）の器名

陶器の器名	主計式上									
	畿内調	諸国調	摂津国	和泉国	近江国	美濃国	播磨国	備前国	讃岐国	筑前国
水 椀	13合 25口		39合		480合	25合				320口
(凡) 椀		40口					550合	460合	40合 340口	
有蓋椀		20口				35合				
片 椀		38口					152口	40合		
御 椀		20口						200口		
筥 杯	34口	40口	272合	26口			290口	426口		
椀 杯							80口			
大 筥 杯		82口			1,360口		30口		320口	
小 筥 杯		82口			160口		71口		2,000口	
凡 杯							80口			
(凡) 片 杯		82口						1,560口		
深 杯		60口			60口	44口	59口			
清 杯		80口				20口				
脚短(下)杯	13合 20口		46合	86口		50口		26口		
椀脚短杯		40口						280口		
短女杯	20口			92口						
御取杯		82口								
壺 杯	50口	100口	70合				80合		100口	
菜 杯		82口					71口			
油 杯						36口				
酒 杯						48口				
斐 杯		120口				60口				
雅 杯						20口				
小 杯	26口			145口		10口				
片 盤	25口	84口		106口		46口	67口	214口		
大 盤		12合				35口	75合		12口	
小 盤		22合					80合			
後 盤		40口					50口			
椀 下 盤		44口				44口				
高 盤	7口			104口		17口				
大 高 盤		12口					99口		12口	
麻笥盤		8口			24口		4口	16口	50口	56口
合 計	233	1,190	427	559	2,084	490	1,888	3,222	2,914	376

土師器の器名	主計式上		
	畿内調	大和国	河内国
鏡形水椀	50口		270口
中片杯	10口		88合
汁漬杯	75口	72口	861口
片盤	20合		60口
粥盤	50口		276口
大高盤	6合		14合
酒盞	7口		50口
粥前下盤	20合		320口
	6合		
塀			200口
釜	8口	358口	
甌	10口	34口	
甕	2口	28口	
竈子	10口	34口	
玉間杯	100口	100口	
手鉢	50口	50口	
酒盞	60合		76合
中片杯	199口		606口
小高盤	48口		124口

※土師器のほうは食器のほか煮炊具も含めている。

<参考>主計式上と踐祚大嘗祭式に見える陶器貢納国の異同

国名	主計式上	大嘗祭式
和泉国	○	○
摂津国	○	
近江国	○	
美濃国	○	
播磨国	○	
讃岐国	○	
備前国	○	○
淡路国		○
尾張国		○
三河国		○

※椀(埴)・杯(埴)の表記は、本表では木扁に統一した。陶器の貯蔵具は本表では割愛している。

通の器種もあるが、土師器と陶器とでは器種構成が大きく異なっており、種類が多いのは陶器のほうであったことがわかる。そしてこの事実は、土師器と須恵器との間で食器の互換性が成立していたとする説を必ずしも支持しない。

主計式上の土師器食器にかんしては、もうひとつ重要な指摘をしておく。それはそのなかに土窪杯と土枚杯がまったく見えないことである。先に奉写一切経所関連文書のなかで土窪杯+土枚杯という食器のセットが見え、その消費量が大きいことを論じたが、主計式上はこれらを欠いている。土枚杯にあるとみられる食器は、そこではまだ(中)片杯と書かれており、宝亀年間の告朔解案とは対照的である。それにここで窪杯が見えないのは、この種の土器がまだ出現していなかったことを暗示している。いっぽう、次に述べる大膳式上の器名群には、窪杯と平杯とが見えており、主計式上とのちがいは明白である。このあとの議論は、これら窪杯・平杯をめぐって進んでゆくことになる。以下、大膳式に見える器名群から、同時存在した器種を割り出してみよう。

(3) 大膳式・内膳式の器名群

まず大膳式上では、巻32-4雑給料（下巻182-186）、8菌韓神祭雑給料（下巻192-194）、9平野夏祭雑給料（下巻194-196）、10賀茂神祭齋院陪従等人給食料（下巻196-198）、11同祭齋院司別当以下四人食料（下巻198）、13大原野祭雑給料（下巻200）、14松尾神祭雑給料（下巻200-202）などに土器の名前が見える（表5）。

表5 大膳式・内膳式の器名群

器名	大膳式上							大膳式下				内膳式		
	六位以下 雑給料	宴会雑給 国酒ほか	菌韓神祭 雑給料	平野夏祭 雑給料	賀茂神祭 齋院給食	賀茂齋院 別当以下	大原野祭 雑給料	松尾神祭 雑給料	年料雑器 (職家料)	年料雑器 (百度料)	年料雑器 (侍従所)	造器 (月別)	土器	木器
大筒			60合	100合	25合		100合*	43合						
折櫃		50合	60合	120合	42合			45合		12合	20合	30合		30合
水椀							48口	87口		12口				
片椀			12口											●
塊形														
平環(平片環)			360口		252口			300口				800口		●
窪環			204口		84口	16口	514口	204口						●
大環・中環										80口	180口			●
片盤			48口			24口	140口							●
小盤							1,200口							
蓋環			276口		84口	16口			20口		90口			
宮環	230口			30口							108口			
陶片盤	10口	10口		10口				5口						
陶大盤														
陶高盤	10口	10口												
盆			6口						10口					●
埴			5口											●

■は陶器（須恵器）の器名。*は12春日祭雑給料を参考にしている。

このうち、8の菌韓神祭は平安宮宮内省北西隅に鎮座していた菌神一座と韓神二座の例祭で、2月・11月におこなわれた〔杉本1987〕。菌韓神社は養老年間（717-724）の創建とされ、平安遷都時に他所へ遷そうとしたところ、託宣を受けて宮内省に鎮座することになったという伝がある（『古事談』巻5-20）⁽²³⁾。『延喜式』の文脈において、菌韓神祭は平安宮でおこなわれた祭祀である。その雑給料には大筒・折櫃各60合、片椀12口、窪環⁽²⁴⁾204口、平環360口、蓋環276口、片盤48口が見える。これらの食器が、平安遷都よりも降る時期のものであるのは自明である。窪環・平環は土師器の器名だが、蓋環は主計式により、陶器に固有の器種か。

10・11の齋院は賀茂社のそれを指す。賀茂社は賀茂御祖神社と賀茂別雷神社とからなり、平安遷都によりともに王城鎮護の社となった〔村山1983a・b〕。賀茂齋院の居所である齋院は菓子変後の弘仁元年（810）ないしは同9年（818）の設置とされる〔所1985〕から、これらに見える食器が弘仁年間よりも遡ることはない。10齋院給食料は賀茂神祭の陪従らの給食料で、「膳部等食料」ともあり、大筒25合、折櫃42合、平環252口、窪環・蓋環各84口を数えている。この勘定では、平環と窪環・蓋環との比はちょうど3:1になる。また、11齋院司別当以下四人料は、賀茂祭のときに別当らが用いる食器で、片盤24口、窪環・蓋環が16口ずつとあるから、一人につき片盤6口と窪環・蓋環各4口の配当であったことになる。なお、10・11ともに鏡形は見えない。窪環・平環と蓋環が土・陶いずれであったかは、上で考えたとおりである。

大原野神社は延暦3年（784）に、奈良春日大社の祭神を長岡京に遷し、新しい都城の鎮守とし

たのが創始とされ、平安京への遷都で現在の社地に移動した〔影山1980〕。このため、大原野社は奈良春日社との結びつきが強い。現に13大原野祭雑給料のところ「同春日祭」とあり、前条の12春日祭雑給料に準じているが、片塀48口、小盤1,200口、片盤140口、窪坏514口を加えよとある。四時祭上では、春日神四座祭の祭神料（上巻032-038）にも椀形30口・窪坏20口・片杯・片盤各40口が見える。片塀・窪坏・片盤はおそらく土師器であろう。しかし、この中の小盤が土・陶のいずれであったかはわからない。

松尾社は大山咋神を祀る秦氏の神社であったが、平安遷都によって王城鎮護社となった〔西川1992〕。14松尾神祭雑給料には折櫃45合・大筥43合のほか片塀87口、窪坏204口、平坏300口を数えている。この条文では、ほかに陶大盤・叩戸各5口も見えている。窪坏と平坏とが併記される点は、菌韓神祭や賀茂社齋院の給食料ほかと同じ。この雑給料も、やはり平安時代のもので解するのが自然である。

平野神社も平安遷都の際に、大和国から遷し祀った神社である〔鈴木1990〕。9平野夏祭雑給料はその例祭（平野祭）の雑給料だが、そこには上・中折櫃各60合、大筥100合のほか、陶大盤・叩盆各10口、筥坏30口、由加3口と、陶器と思われる名前しか見えない。食器は陶大盤と筥坏のみで、菌韓神祭や賀茂・松尾・大原野の各社とは大きく異なる。「口」で数える無蓋の筥坏は、主計式上では畿内調・諸国調および和泉国・播磨国・備前国の貢納となっていて、この事実からは陶器であるらしく、土師器では確認できない器名である。このように、食器が陶器のみからなる点で、平野祭雑給料は特異であるが、平安時代初頭に陶筥坏が実在したことを示す事例と考える。これと同様に、陶器らしき器名しか見えないのが4雑給料（下巻182-186）である。そこでは参議以上に菓子⁽²⁵⁾を盛るための陶高盤・大盤10口ずつと、参議と五位以上が用いる筥坏230口とが見える。

大膳式下では、年料雑器と造器の条文にいくつかの器名が見える。まず55年料雑器（下巻244-248）には「職家料」として陶麻筥盤12口、壺12口、由加6口、水甌3口、瓮10口、叩瓮6口、洗盤14口、窪坏20口を挙げるが、食器は窪坏のみである。次いで「百度料」として折櫃12合、陶叩瓮4口、水椀12口〈加盤〉、坏80口を、「侍従所料」として折櫃20合、陶由加2口、陶片盤108口、窪坏90口、坏180口、洗盤・叩盆各4口などを数えている。折櫃を除けば、最初に「陶」字を冠して列記した器名は、いずれも陶器を指すか。

また、56造器（下巻248）では「造器二人、〈一人木器、一人土器〉」とあり、折櫃30合、平片坏800口を月毎に作ることを定めている。このなかの平片坏は、『延喜式』の文脈では平坏と書かれることが多く、また「造器二人」のうち一人は「土器」とあることから土師器のそれと考えられる。

このほか、内膳式では50木器土器（下巻522）にて、大坏・中坏・窪坏・平坏・塀形・片盤など780口を作ることが見えている。

以上から、大膳式上・下に見える土師器食器のセットは、おもに9世紀代に実在した食器などの器名を反映したもので、とりわけ平安京遷都後のそれを受け継いだものと考えられる。菌韓神祭や賀茂社の齋院、それに大原野社・松尾社で用いられた食器は片塀・窪坏・平坏・片盤などを中心とし、ときに窪坏（これは陶器か）を加えたもので、土師器中心である。そしてこの組み合わせは、奉写一切経所の告朔解案に頻出していた土鏡形・窪坏・枚坏・片盤という土師器の食器セットとまったく同じものである。正倉院文書の土片坏＝土枚坏と、『延喜式』の平（片）坏とが同じ器種であっ

たことは、窪坏や鏡形、片盤との併記関係からも自明である。

翻って、大膳式と主計式上とで土師器の器名群と比較すると、そのちがいが窪坏・平坏の存否にあるのが明らかである。主計式上の鏡形・片盤は、大膳式の片椀・片盤にあたる。しかし前者の(中)片坏は、後者では平坏と書かれている。始二部一切経書写の告朔解案で、土片坏が土枚坏へと書き換わったことを参考にすると、主計式が古く大膳式のほうが新しい、という相対的な順序が想起される。そして大膳式で散見される窪坏は、主計式上では確認できない。主計式上の土器貢納規定は、土窪坏がまだ作られていない時代の実態を反映しているからである。こうして土師器の窪坏と平坏を手がかりにすると、主計式上に見える器名群の年代的下限は、土窪坏の定着までとなろう。先に平城宮SK19189・19190出土の土師器食器について、そのd群(椀A)を土窪坏にあてたが、この器種は天平末年頃に出現し、定着を見るのは奈良時代後半のことである。したがって、土窪坏を欠いた主計式の器名群が土師器椀Aの定着よりも新しくなることは、到底考えられない。

(4) 齋宮式の器名群

齋宮式所載の土器にかんしては先行研究がある。齋宮出土の土器を検討した倉田直純によれば、延喜齋宮式の土器・陶器は齋宮第II-1段階(平安時代初頭:800-820頃)のもので、弘仁式成立直前の実態を表すという[倉田2003]。齋宮出土の美濃須衛産須恵器は奈良時代のものとすると、美濃国が充てる陶器はおもに奈良時代の実態を示す可能性があるが、土師器食器は枚片坏・片盤・窪坏・鏡形からなり、奉写一切経所関連文書の土師器食器に通じるとともに、平安時代初頭の食器構成をそのまま反映している。

倉田説をよくふまえたうえで、齋宮式の器名群を条文ごとに掲出してみよう(表6)。まず30野

表6 齋宮式の器名群

器名	野宮			供新嘗料		年料供物	
	供新嘗料	年料供物	月料	察充	美濃国充	当国充	察充
(大)筒	2合					5合	
折櫃	14合						
椀	10口						
大椀	10合						
片椀(土片椀)	10口			10口			
鏡形(塊形)	200口						
枚片坏	600口						
窪坏	380口			20口			
高坏	10口						
土盤	10口			10口			
盤(片盤)	400口			15口		20口	
土大盤				2口			
後盤	40口					4枚	
高盤				10口			
鏡形				1口			
陶塊	8口	30合	70合	8口		30口	
陶片塊	10口						
小坏				8口			
齋坏	60口						
管坏	20口			20口			
塩杯	6合						
高坏	10口			10口			
酒盞	10口			15具		10口	
陶盤	20口			30口		22口	
盆(盆)	4口			10口		4口	
塀	10口			30口		10口	

陶器の貯蔵具等は本表では割愛している。■は陶器(須恵器)の器名。

宮供新嘗料(上巻278-280)では、土盤・椀・塀各10口、土盆4口、土手湯盆2口と陶椀8口、盤20口、鉢8口、狸5口、平居瓶5口、都婆波・多志良加各4口、陶手洗4口、匜8口、陶手洗2口、洗盤6口、酒盞10口、盆・酒垂4口、管坏20口、陶白2口を掲げていて、片塊・高坏は20口(土・陶各10口)ずつを数えている。次いで37野宮年料供物(上巻282-288)には木盤182口・折櫃14合と柑3合、陶手洗16口、白8口、瓶5口、叩戸14口、塩坏6合、塊30合、罇2口、盤30口、由加2口などが見えており、陶手洗以下はすべて陶器か。銀盞・銀鏡各1合、銀匙4枚、銀鍋子1口は供御料である。

38 野宮月料（上巻 288）には大埴 10 合，鏡形 200 口，片盤 400 口，**枚片坏** 600 口，**窪坏** 380 口，酒盞・酒台各 15 具，椀 70 合，齋坏 60 口，瓮 10 口，埴 30 口があり，このうちの鏡形・枚片坏・窪坏・片盤と瓮・埴は土師器の器名とみえるが，「合」で数える椀と齋坏は陶器を指すか。66 供新嘗料（上巻 318-322）には，齋宮寮が充てる土盤 10 口，手洗 2 口，片椀 10 口，**窪坏** 20 口，片盤 15 口，高盤 10 口，洗盤 6 口，埴 10 口，瓮 4 口，手湯瓮 2 口など（以上，土師器か）と，美濃国が充てる罍・平居瓶各 5 口，都波波 4 口，匱・小坏各 8 口，陶白 2 口，筥坏 20 口，陶埴 8 口，多志良加 4 口，叩盆 8 口，瓶 6 口，陶鉢 8 口，盤 22 口，高坏・酒盞各 10 口などがある。美濃国産の後者はいうまでもなく陶器を指し，齋宮出土土器の実例から奈良時代のものである。

野宮月料の鏡形・枚片坏・窪坏・片盤は，大膳式上の器名群や，始二部一切経書写時の告朔解案に出てくる土師器の食器（土鏡形・土窪坏・土枚坏・土片盤）と同じである。これらの器名群との年代的な懸隔は小さいと考えられよう。むろんこのことは，齋宮式に見える器名群の年代観〔倉田前掲論文〕ともよく整合する。

（５）四時祭式上・下の器名群

四時祭式では，おもに神祭で用いられた土器の器名が見える。ここではおもな条文ごとに，土器・陶器の名前を掲げておこう（表 7）。

四時祭式上では，巻 1-7 春日神四座祭（上巻 32-38）に「大膳職所送」として片盤・片杯各 40 口，窪坏 20 口，椀形 30 口，酒盞 8 口，折櫃 4 合，匏 4 柄などが見えており，多くが 4 の倍数となっていて，神座（四座）に対応していたとみられる。しかし窪坏と，平坏に通じる片坏とが併記されるのはこの条文のみで，平坏じたいは他の条文にも見られない。例えば，9 藺并韓神三座祭（上巻 38-42）のときは藺一座・韓神二座の「神祭料」として，椀 4 口，杯 40 口，盤 4 口と，瓮・埴各 10 口などをそれぞれ数えている。10 大宮壳神四座祭（上巻 42-44）のときは明櫃 4 合，折櫃 6 合

表 7 四時祭式の器名群

器名	四時祭式上										四時祭式下				
	鳴雷神祭料	春日祭祭神料	藺韓神三座祭	大宮壳神四座	平岡神祭神料	平野神四座祭	霹靂神祭三座	三枝祭三座	鎮花祭	神今食	御巫齋神	座摩巫	生鳥巫	相嘗祭	新嘗料
(大) 筥											8 合	5 合	2 合		
折櫃	4 合	4 合		6 合		16 合	3 合				8 合	5 合	2 合		
椀			4 口							8 口					8 口
水椀															
片椀										20 口					2 口
土片埴															
埴形		30 口		4 口											
坏			40 口	8 口	40 口	40 口	15 口	15 口			80 口	50 口	20 口		
片坏		40 口													
窪坏		20 口													
小坏														4 口	10 口
酒坏 (酒盞)		8 口			8 口	24 口		3 口	1 口						10 口
覆坏					20 口										
陶坏															8 口
筥坏														4 口	20 口
短女杯								3 口	1 口	6 口				4 口	
盤 (片盤)	20 口	40 口	4 口		4 口					8 口				4 口	
高盤										20 口				4 口	20 口
瓮 (盆)			10 口	8 口	4 口	16 口			1 口	4 口	4 口	2 口	2 口		4 口
埴	4 口	10 口	10 口	8 口	5 口	16 口	3 口			10 口	4 口	2 口	2 口		10 口

陶器の貯蔵具等は本表では割愛している。■は陶器（須恵器）に固有の器名。

と坏8口、缶・酒壺各4口、瓮・埴各8口となっている。11 平岡神四座祭（上巻44-48）には埴形4口、杯40口、片盤4口、覆坏20口と、叩戸・酒壺が各2口、洗盤4口・酒盞8口、由加2具、瓮4口、埴5口、韓竈2具などが見え、これらは河内国の正税であったことが知られる。12 鎮花祭（上巻50）と13 三枝祭（上巻50-53）の場合は、前者で短女坏・盞と都婆波・匱を2口ずつと瓮3口を、後者でも杯15口と短女坏・盞と甕・水盆・都婆波・匱を3口ずつ数えている。これらは主計式の陶器に共通する器名である。17 平野神四座祭（上巻54-60）のときは「祭神料」として折櫃16合、壺・酒杯各24口、由加・缶各4口のほか、瓮・埴を16口ずつと韓竈8具を挙げている。24 供神今食料（上巻66-68）では土片碗20口、水碗8口、筥代盤8口、手洗2口、盤8口、土手湯盆2口、盆4口、埴10口（以上、土師器か）と、陶甕・瓶各5口、都婆波・匱・酒垂が4口ずつ、洗盤・短女杯が6口ずつ、高盤20口、多志良加4口、陶鉢8口、叩盆4口、白2口（陶器と解釈）が見えている。

四時祭式下では、2 御巫奉斎神祭（上巻82）で明櫃2合、折櫃8合、筥8合、盆・埴各4口、瓶8口、杯80口が見える。これとほぼ同じ組み合わせの器名は、4 座摩巫奉斎神祭（上巻84）と5 生島巫奉斎神祭（上巻84）にも出てくる。7 相嘗太詔戸社（上巻86）から47 相嘗鳴神社（上巻110）までは甕・缶・水盆・山都婆波・小都婆波・筥瓶・酒垂・匱・等呂酒伎・高盤・片盤・短女坏・筥坏・小坏・陶白など、陶器に固有の器名が繰り返し出てくる。また51 供新嘗料（上巻118-120）では、土片碗2口、盞・小坏10口、高盤20口、土手湯盆・手洗2口、盆4口、埴10口など（以上、土師器か）と水碗8口、陶坏8口、筥坏20口と陶甕5口、平居瓶6口、都婆波・酒垂各4口、匱8口、洗盤6口、多志良加4口、鉢8口、叩盆4口、白2口（陶器）が見えていて、神今食とはよく似た組み合わせになっている。

これらのうち、四時祭式上の9 藪并韓神三座祭と10 大宮売神四座祭とは平安宮中に所在する神社の祭祀であると考えられるが、大膳式や斎宮式に散見できた窪坏・平坏（片坏）は春日祭の祭神料にしか見えない。むしろ筥坏・短女坏や須恵器の各種貯蔵具など、主計式の陶器貢納規定に見える器名が多く、それらが祭祀の用物として集められた調納陶器であったことを思わせる。

⑤……………『延喜式』的器名世界への架橋

（1）正倉院文書から大膳式へ

ここまでは正倉院文書所載の器名群と、『延喜式』の各式に見える器名群とについて、それぞれ検討をくわえてきた。そこで本章では、奈良時代後半の正倉院文書と『延喜式』主計式および大膳式ほかとで器名群を比較し、両者間にどのような共通点と相違点があるかを考えてみたい。

正倉院文書の器名群は、おもに天平宝字（760年代）から宝亀年間（770年代）にかけてのものである。いっぽう、『延喜式』主計式上の土器・陶器貢納規定は、既往の学説では奈良時代のもと考えられ、令制施行前後（奈良時代初頭）に遡る可能性がある。ところが同じ『延喜式』でも、大膳式や斎宮式などに見えているのは平安時代初頭の器名群である。つまり時系列では、**主計式上→正倉院文書→大膳式・斎宮式ほか**、という相対順序が考えられる。そこでこの順序を念頭におき

つつ、『延喜式』と正倉院文書とで器名群の比較をおこない、両者の異同を整理してみよう。また、共通する器名を手がかりとして、正倉院文書の器名群から、大膳式ほかの器名群への継起的関係も明らかにしたい。この作業は、一定の時間差を含みつつも、奈良時代から平安時代にかけて共存していた可能性がある2つの器名世界の間、相互に通行できる橋梁を架ける試みであるといってもよい。

表8は土師器の器名がどの史料に見えているかを●・×で示したものである。左から順に主計式上、正倉院文書および平城宮・京出土木簡、それから斎宮式・大膳式・内膳式と並べてある。この配列では、右に向かうほど史料の相対順序が新しくなる。そして本表によれば、宝亀年間における窪坏の出現と、それが惹起した片坏の「枚坏（平坏）」化がうまく描出されているように見える。

表8 写経所文書と『延喜式』との器名群の比較（土師器）

土師器の器名 (★は文書の 頻出器名)	『延喜式』	正倉院文書の器名群／平城宮・京出土木簡に見える器名						『延喜式』の器名群（平安時代）					
	主計式上	長屋王家 木簡 (霊亀2)	二条大路 木簡 (天平11)	浄清所解 木簡 (勝宝2)	造金堂 所解案 (宝字4)	SK19189 木簡 (宝亀2・3)	奉写一切 経告朔解 (宝亀3・4)	SD11600 木簡 (延暦1・2)	斎宮式 野宮月料	大膳式 園韓神祭	大膳式 賀茂斎院	大膳式 松尾神祭	内膳式
									(弘仁以降)				
★ 碗(碗)形	●	×	×	●	●	×	●	●	●	×	×	×	●
片 碗	×	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×
水 碗	●	×	×	●	×	×	●	×	×	×	×	×	×
中片坏	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
★ 片 坏	●	●	●	×	●	×	●	●	×	×	×	×	×
★ 枚(平)坏	×	×	×	×	×	×	●	×	●	●	●	●	●
★ 窪 坏	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●
田 坏	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
間 坏	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
汁漬坏	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
★ 片 盤(佐良)	●	●	●	●	●	×	●	●	●	●	●	×	●
粥 盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
大高盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小高盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
粥前下盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
鉢	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
酒 盞	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		I 期			II a 期			II b 期					
		窪坏の不在・器名「枚坏」は未見			窪坏の出現と片坏・枚坏の併存			窪坏+枚坏セットの確立（平安時代初頭）					

現在のところ、「窪坏」という器名の初見は平城宮東方官衙地区の土坑 SK19189 出土木簡⁽²⁶⁾である。2章で述べたとおり、この大規模な塵芥処理土坑では宝亀2・3年頃の木簡とともに、多量の土師器食器が出土しており[今井ほか2009]、そのなかでは土窪坏に擬される土師器碗Aと、土枚坏に対比できる土師器皿AIIとが大多数を占めている(図4参照)。次いで窪坏は、平城宮 SD11600 出土木簡(延暦元・2年頃)⁽²⁷⁾に見え、その後は斎宮式・大膳式の各条文に散見される。また、土片坏から転じた「土枚坏」の初出は宝亀4年1月の告朔解案(大日古6-469~473)で、以後はおもに「平坏」として斎宮式・大膳式に頻出するようになっていく。いっぽう、それを「片坏」と表記するのは主計式上のほか、霊亀2年頃の長屋王家木簡[奈文研2006]、天平11年前後の二条大路木簡[奈文研1995b]、および「造金堂所解案」(天平宝字4年、大日古16-280~305・306~307)と、奈良時代前半から中頃にかけての史料や木簡であって、平城宮 SD11600 木簡を最後に片坏は見えなくなる。なお、斎宮式や大膳式には「枚片坏」(上巻288)・「平片坏」(下巻248)という器名が出ており、同じ器種を指す2つの称呼が同化したものと思われる。

(2) 土器・陶器貢納規定の年代観

土師器の窪坏・枚坏にかんして、その器名変化を時系列で整理すると、

- I 期： 窪坏の出現前で、「枚坏」がまだ見えない時期（天平宝字年間まで）
- II a 期： 窪坏の出現後で、器名「片坏」・「枚坏」が共存する時期（宝亀年間から延暦年間）
- II b 期： 窪坏+枚坏（平坏）というセット関係が確立した時期（平安時代初頭）

という3つの段階に区分できる。

土窪坏+枚坏という組み合わせが事実上いつ頃出現し、実用食器の中で多用されるようになったかは、正倉院文書だけではよくわからない。天平勝宝から天平宝字年間にかけての写経所文書では、土師器食器と確定できる器名があまり登場しないからである。しかし、古代の土師器生産について多くを教えてくれる「浄清所解」や、法華寺造金堂所の決算報告書案とされる「造金堂所解案」はもとより、奈良時代前半の二条大路木簡・長屋王家木簡でも、これらの器名は見えないから、窪坏・枚坏という類出器名の組み合わせが、天平宝字以前に定着していたという確かな証拠はない。

以上をふまえ、主計式上の土器・陶器貢納規定がいつ頃のものか、筆者の見解を明らかにしよう。この規定はかつて浅香が述べたごとく、令制当初の実態を多分に反映したものであると理解しても矛盾は生じない。しかも、土師器の窪坏・枚坏という一对の組み合わせが見えないことを重視すると、それはこの両者が出揃う宝亀年間よりは古い、と考えられる。「浄清所解」にも土窪坏・土枚坏が見えないことも考慮すると、この貢納規定が天平勝宝年間くらいまで降る可能性も否定できないが、常識的にはこの下限よりもはるかに古いはずである。これに対し、大膳式上などの器名群は、おそらく奈良時代末から平安時代初頭の食器構成を強く反映している、という結論になり、主計式上の器名群よりも新しい実態を示すものになっている。

したがって主計式の土器・陶器貢納規定は、上の区分ではやはりI期におくのが適当で、写経所文書や大膳式ほかからうかがえる実態よりも古く、奈良時代前半に遡るものと考えられる。

(3) 土師器食器の法量変化

2章で述べたように、土窪坏は土師器碗Aに、土枚坏は土師器皿AIIにあたる。出現期の碗A（平城宮土器Ⅲ：略年代は730-750）は土窪坏ではなく、むしろ土鉢形と呼ばれた食器の一種とみるべきだが、ほぼ同形にしてふた回りは小さい碗A（平城宮土器Ⅳ・Ⅴ：760-780）が、奉写一切経所関連文書に散見される土窪坏にあたると考えられる。考古学的な見地において、窪坏+枚坏セットの成立は天平宝字から宝亀年間にかけての時期である（図6）。その後、このような食器構成を含む土器群は9世紀後半まで確実に存続し、10世紀前半くらいまで確認できるようだが、土窪坏は土鉢形（土師器杯A）との、土枚坏は土片盤（土師器皿AI）とのちがいがあいまいになってゆくこともあり、その行く末がいまひとつ明らかでない。また本稿は、奈良時代から平安時代にかけての食器の様式変化や、食器の用い方および食事法の変遷について、重要な視点をもたらすものではあるが、今後は平城宮出土土器と、平安京出土土器との詳しい比較検討が不可欠である。こうした課題があることを認めたくえて、ここでは議論の対象を奈良時代後半から平安時代初頭までにかぎることとしている。しかし今後の展開を考えるためにも、土師器食器の法量変化がこれまでどのよ

うに評価されてきたかをここで確認しておこう。

奈良時代末から平安時代初頭にかけての、土師器食器の法量変化は、考古学的には「碗と坏との法量区分があいまいになり、両者の区別がなくなる」という説明で済まされてきた。確かに出土土器の法量分布を表す散布図からは、かような解釈が導出できよう。しかしこの現象からは、土師器における「窪坏・枚坏という深淺二形への収斂」という定向的な変化を読みとることもできる。現に研究史を紐解いてみると、このことを的確に言い当てた言説に接することになる。田中琢は、8世紀後半から9世紀にかけての土師器食器の、技法および器形の変化について、次のように述べる。

「もう一点は、こまかな用途のちがいに応じて少しづつちがった器形の土師器があったものが、しだいにその器形の差がなくなる。例えば、八世紀中頃まで杯や皿といった食器には深淺・大小のちがいで大きく五種類の器形があったが、そのちがいがしだいに不明確になり、九世紀中頃には深淺二通りの皿に統合されていく。この二種類でもなんとか用はたせるし、工人は工程を単純化することができる。」[田中 1967a 81 頁、傍線部は筆者加筆]

田中のこの言説は、土師器生産の能率化という文脈のなかで語られたものであって、論点はこの時代に特有のものだが、しかし平安時代初頭には、土師器食器が深淺2種類に収斂してゆくことを正確に見抜いている⁽²⁸⁾。「深淺二通りの皿」というのが、筆者が主張する窪坏と片坏にあたるものと思われる。この前に田中は、平城宮 SK219 と同 SE311B・同 SE272B 出土の土師器同士で法量を比較し、法量の縮小と規格性の喪失が平安時代初期の土師器の特色であると述べている [奈文研 1965, 54-55 頁]。

しかし筆者の見るところ、9世紀前半の土師器食器における「規格性の喪失」は、説明としてはやや不正確である。そこでこの現象をもう少し分析的にいい直すと、見かけにおける「規格性の消失」は、大口径器種の口径縮小によって、碗と坏との隔たりが小さくなったために生じたのである。例えば土師器杯 A (土碗形ないしは土片碗) の口径が縮小し、碗 A (土窪坏) との法量差が小さくなる、あるいは大口径の皿 AI (土盤) が小形化することで、皿 AII (土枚坏) との法量差も縮まるという、土師器食器の全般的な小型化が惹起した現象なのである。そこでこうした観点のもと、平城宮 SE311B 出土の土師器食器 (825年頃) について口径×器高の散布図を作成し (図 7)、その法量区分を点検しておこう。同じ平城宮出土の土師器食器でも、宝亀年間から延暦年間にかけては

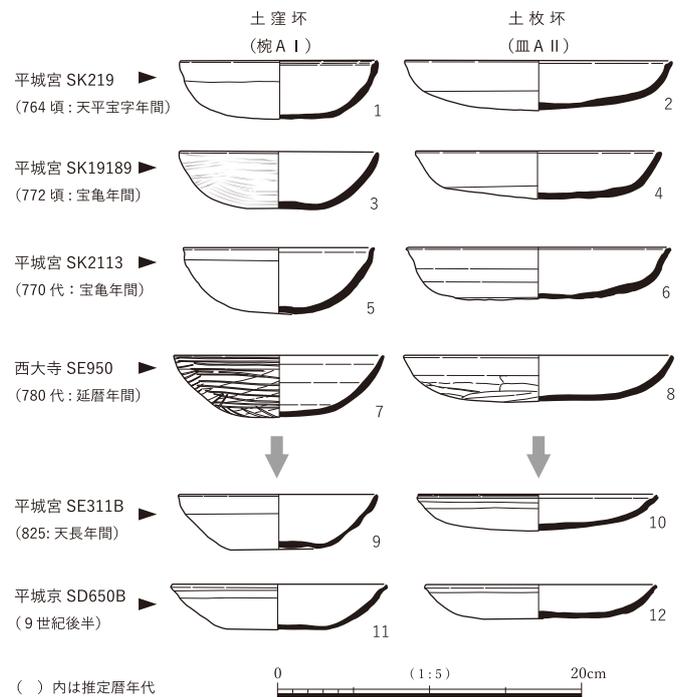


図 6 土窪坏と土枚坏 (奈良時代後半～平安時代初頭)

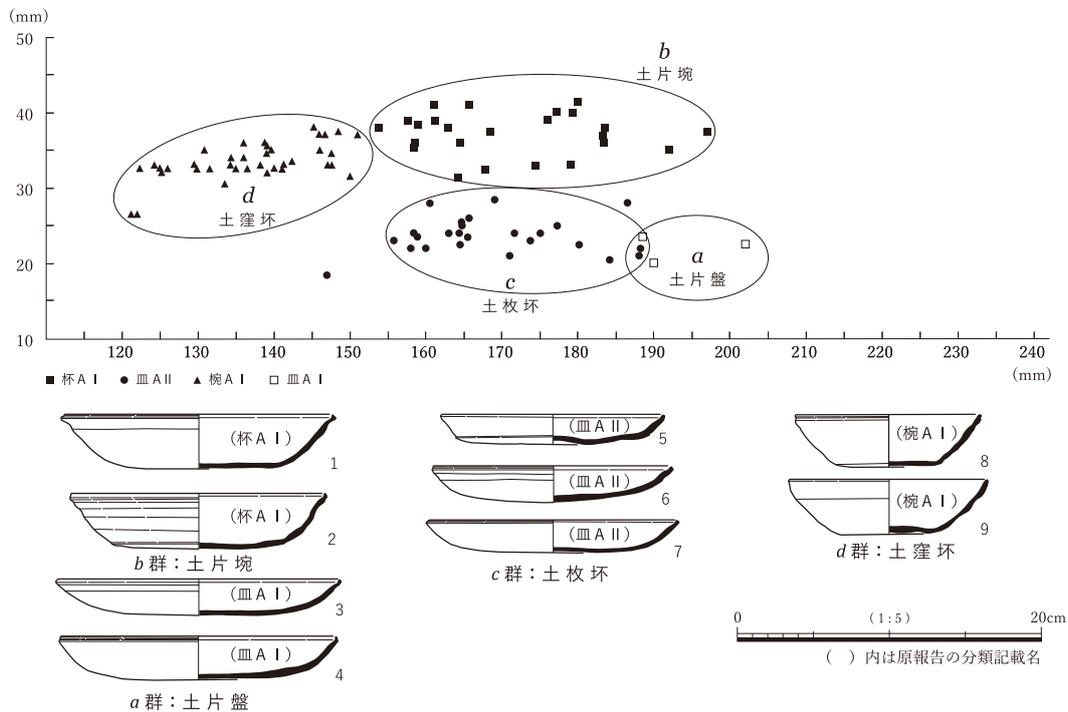


図7 平安時代初頭の土師器食器(平城宮SE311B出土)

器種ごとの法量分化がまだ明瞭である(図4)のに対し、平安時代になるとその離散性が次第にあいまいになることが瞭然である。図7に示したa-dの各クラスは左右の間隔が詰まり、図4では明瞭であった離散性がほぼなくなっている。つまり「規格性の喪失」とは、大口径器種の法量縮小による離散性の消失と表現し直したほうがより正確である。なおこの間、小口径器種はあまり小形化しない。それらにはもともと「切り代」が少ないからである。

大膳式上や内膳式に垣間見える土師器の窪环・平环の多用は、奈良時代後半における土窪环の定着と、これに対応した土片环の「枚环」化の延長線上にある。そしてこれらに擬される土師器碗A・皿AIIが、奈良時代後半から平安時代初頭にかけての土器群でも高い構成比を占めることは、すでに述べたとおりである。つまり史料・考古の両方で、土師器食器における窪环・枚环の多用という現象を確認できるのである。そしてこの現象は、土師器の碗や盤の衰微をともないつつも、さまざまな用途に使える汎用器への収斂という、ある明確な変化の方向性を示しているといえる。

(4) 陶器考証の困難

正倉院文書から『延喜式』への架橋は、土師器のほうでは一定の見通しが得られた。しかし陶器のほうは、土師器とはやや異なる結果となった(表9)。主計式上の器名群と比較できるのは、正倉院文書ではおもに天平宝字年間の東大寺写経所で用いられた陶器の器名群であるが、両群に共通するのは水碗や窪环(饗环)に片盤くらいであって、前者のなかの管环や深环、清环、脚短环、短女环などは、後者ではまったく見えない。その代わり、後者の麦碗や羹坏・塩坏は、前者には出ていないのである。陶器における正倉院文書と『延喜式』との著しい懸隔は、時間差に置き換えることで説明できる単純なものではなさそうである。

表9 写経所文書と『延喜式』との器名群の比較 (須恵器)

陶器の器名 (★は正倉院文書の頻出器名)	『延喜式』	正倉院文書の器名群						『延喜式』四時祭式・齋宮式・大膳式の器名群						
	主計式上	金剛般若 經書写 (宝字2)	周忌齋 一切經 (宝字4)	造金堂 所解案 (宝字4)	造石山 院所 (宝字6)	二部大般 若經書写 (宝字6・7)	奉写一切 經告朔解 (宝龜3・4)	四時祭 神今食	四時祭 供新嘗	齋宮式 供新嘗 料	齋宮式 野宮年 料供物	齋宮式 野宮ト 八男十女	大膳式 平野夏祭	大膳式 年料雜器
椀 (凡椀)	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
有蓋椀	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
御椀	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
★陶椀	●	×	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	×	×
★片椀	×	×	●	●	●	●	×	×	×	●	×	×	×	×
★水椀	●	●	●	×	×	×	×	×	×	●	×	×	×	●
麦椀	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
★羹環	×	×	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×
★羹環 (盞環)	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●
★塩環	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	●	×	×	×
陶杯	×	×	×	×	●	×	×	×	●	×	×	×	×	●
宮杯	●	×	×	×	×	×	×	×	●	●	×	●	●	×
様宮杯	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
大宮杯	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小宮杯	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
凡杯	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(凡)片杯	●	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
★枚杯	×	×	×	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×
深杯	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
清杯	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
脚短(下)杯	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
様脚短杯	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
短女杯	●	×	×	×	×	×	×	×	●	×	×	×	×	×
御取杯	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
菜杯	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
酒杯	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
雜杯	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小杯	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	×	×
高杯	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	×	×
★片盤 (陶盤)	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	×	●
大盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	×
小盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
後盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
高盤	●	×	×	×	×	×	×	●	×	●	×	×	×	×
大高盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

一部器名は割愛

経験的にいって、陶器の器名考証は土師器の場合よりもはるかに難しい。それは第一に、須恵器食器の考古学的分類が器形と法量とのかけ合わせで無闇に複雑であるからだが、それだけでなく奈良時代の平城宮・京において、陶器の調達経路やその使用状況がじつに多様であったことにも起因していると思われる。調納品として納められた陶器と、東大寺写経所が市で購入するなどして入手した日用雑器としてのそれらとで、そもそも種類が同じであったという保証は何もない。同じ奈良時代でも、平城宮と東大寺写経所とは、陶器の種類とその使用法が少し違っていたのではないだろうか。平城宮出土の須恵器を用いて主計式の陶器を考定することはできても、同じ手法で東大寺写経所の陶器を探し出そうとすると、知らないうちに誤謬に陥ってしまう、という状況も想起できる。例えば、宝龜3・4年の奉写一切經所関連文書に頻出する陶枚杯の候補を、平城宮出土の須恵器の中から見つけ出すのはきわめて難しい。奈良時代後半になると、平城宮では須恵器食器が著しく少なくなるためでもあるが、主計式には陶枚杯が見えないことにも注意すべきである。

こうした状況下で、『延喜式』に見える陶器食器の考定作業を進めるのはいささか心許ない。現在のところ、主計式上の清杯・脚短杯(足下杯)・短女杯などを、実在するいかなる須恵器食器に對比すべきかはまだわからない⁽²⁹⁾。こうした課題を残しつつも、その名義から器形を類推しやすい陶宮杯について、筆者の考定案を示しておく。

主計式上の管坯は、摂津国の貢納分（272合）を除けば「口」で数える無蓋食器であった。播磨国から290口、備前国からは426口の貢納となっており、和泉国や畿内調の貢納分もくわえるとじつに816口を数える。つまり陶管坯には有蓋と無蓋との両方があるが、後者が75%を占めていたことになる。そこでこのことを念頭におき、飛鳥地域や藤原宮、平城宮・京出土の須恵器食器から「管坯」の名に相応しい無蓋の深形食器を抽出したのが図8である。これらは石神遺跡B期整地土や同遺跡SD640の土器群（飛鳥Ⅳ）では有蓋食器であり〔森川・大澤⁽³⁰⁾2018〕、藤原宮東内濠SD2300の土器群〔高橋2012〕でも一定量が確認できる。しかし奈良時代になると、同形・同大の深形食器には無蓋のものが増える。例えば平城京二条大路SD5100出土例〔奈文研1995a〕や、平城宮SK820出土例〔奈文研1976〕には口縁部に重焼痕が認められ、それらに専用の蓋がなかったことがうかがえる。主計式上の管坯には有蓋・無蓋の2種があるが、後者のほうが多いという状況は、やはり奈良時代前半から半ばにかけての傾向を示すか。

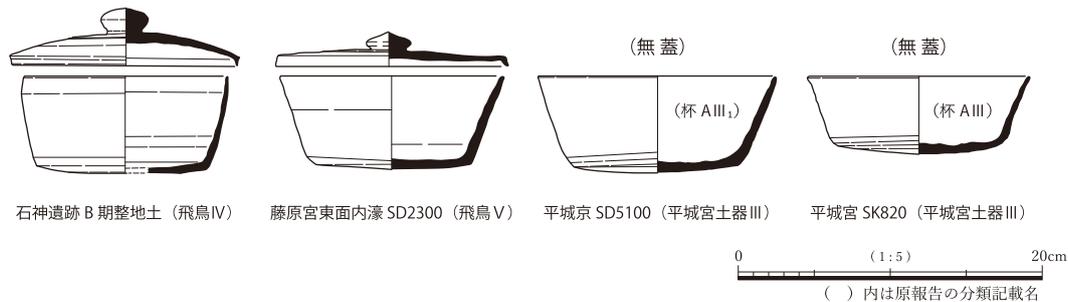


図8 陶管坯の考定案

しかし上記は、比較的背高で、口径と底径との差が小さい須恵器の無蓋食器を管坯に見立ててはどうか、というだけの試案である。筆者はこれまで、器名相互の対他関係を整理し、その網目のなかで個々の器名が占める位置を確定してから、実物の土器と対比するという手順を重視してきたが、この陶管坯にかんしては、その器名が喚起する形象的イメージを優先させた考証となっており、この点で方法上の原則からやや逸脱している。これは脚短坯や短女坯がよくわからないためでもあるが、こうして管坯を先に決めてしまうやり方に綻びが生じやすいことも承知している。したがって陶管坯の考定案を、今後書き換える可能性があることも明記しておく。

⑥……………結論

本稿の到達点を整理すると、およそ下記のとおりとなる。

- ① 天平宝字年間の東大寺写経所では、陶碗（水碗・麦碗）と羹坯・饗坯・塩坯、片盤など、須恵器中心の食器が用いられた。水碗と麦碗、および饗坯と塩坯との区別はあいまいであるが、麦碗は大口径の深形食器で、「麦」字を墨書した須恵器杯B（口径17.0～21.0cmの有台碗）がこれにあたる。饗坯・塩坯は小口径食器（口径10.0～13.0cm）で、羹坯は麦碗と饗坯・塩坯との中間的な大きさの食器（口径15.0cm前後）を指すと考えられる。
- ② 宝亀年間の奉写一切経所では、奉写一切経司から現物で支給された食器の多くが土師器であっ

たことから、土鏡形・土窠坏・土片坏（枚坏）・土盤と、陶枚坏・陶盤を混用していた。土鏡形は土師器杯 AI に、土窠坏・土片坏はそれぞれ土師器碗 A・皿 AII などに、そして土盤は土師器皿 AI に対比できる。宝亀4年1月の告朔解案で土片坏が土枚坏へと突如書き換わるのは、奉写一切経所において、その前年から土窠坏を多用するようになったからである。窠坏・枚坏セットは土師器に固有の組み合わせで、奈良時代末までに成立し、『延喜式』大膳式ほかに見える平安時代の食器構成に受け継がれる。

- ③ 正倉院文書の器名群と、『延喜式』の器名群との比較を試みた。その結果、土師器のほうでは、奉写一切経所関連文書に類出する鏡形・窠坏・枚坏・片盤という組み合わせを『延喜式』大膳式・齋宮式の各条文でも確認し、窠坏と枚坏との多用が、奈良時代後半から平安時代にかけて通有の現象であったことを明らかにした。いっぽう、主計式上の器名群には窠坏が見えず、平坏にあたる食器もまだ「片坏」と書かれていることから、窠坏が出現する前の貢納規定を反映していると考えられる。つまり土師器食器の器名群は、土窠坏の存否を手がかりとすることで、主計式上（奈良時代前半）→奉写一切経所関連文書など（奈良時代後半から末）→大膳式・齋宮式ほか（平安時代初頭）という相対順序で矛盾なく整理できる。そしてこのように考えると、主計式上の土器・陶器貢納規定が奈良時代後半まで降ることはない。
- ④ いっぽう、須恵器の器名群は正倉院文書と『延喜式』とで共通点が少ない。前者の器名は麦碗・水碗、羹坏・饗坏・塩坏と、その用法を暗示する用途名称を含むのに対し、後者の器名には管坏・深坏・短女坏・脚短坏などと、その器形を思わせる器名が多い。両者に共通するのは水碗や饗坏（蓋坏）などの一部にかぎられる。

正倉院文書と『延喜式』主計式とで食器の器名を比較したところ、主計式に見えないが、正倉院文書や大膳式ほかには出ている器名が見つかった。土師器の窠坏と枚坏がそれである。土窠坏が奈良時代後半に定着し、土枚坏とともに平安時代へと受け継がれてゆくのは、大局的には新器種の出現や器名の変化を反映した歴史的現象である。これらは明らかに、正倉院文書と『延喜式』とをつなぐ器名なのであり、それぞれが木葉でつくられた「葉碗（くぼて）」・「葉盤（ひらて）」に通じる食器にちがいない。奈良時代半ばから平安時代にかけての土師器食器の器形・法量および構成比の変化と、窠坏・枚坏を数多く消費する食事法の成立過程とを重ね合わせて考えるためには、平城宮・京から平安京までの、出土土器の通時的な検討が不可欠と筆者は考える。

そのいっぽうで、主計式に見えるが、正倉院文書には出ていない須恵器の器名は、令制施行時やその前段階に遡る可能性がある。ところが本稿では、令制成立時の土器・陶器の調納制と、藤原宮や平城宮で出土する膨大な土器群とをどのようにに関連させるかが、あまり検討できなかった。浅香山木はかつて、踐祚大嘗祭式に見える陶器貢納国（尾張・三河・淡路）や、齋宮式に出ている美濃国は主計式の陶器貢納国よりも古く、令制成立時の貢納国であるとした〔浅香 1971〕が、古代都城で出土する須恵器の産地推定には、なお数多くの問題が山積しているため、その正否を確かめるのは容易ではない。こうした課題を解決するためには、天武朝期・藤原宮期から奈良時代にかけての土器研究が、今後とりわけ重要になってくるはずである。そしてそのときには、藤原宮や平城宮で出土する膨大な土器群の綿密な研究が欠かせない。その調査研究をおこなう奈良文化財研究所の一職員として、このことはつねに銘記しておきたい。

註

(1)——本稿では、1950年代から1960年代にかけて、『平城宮発掘調査報告』や大阪府船橋遺跡、和泉陶邑窯の発掘調査報告書などに執筆し、あるいは古代の土器にかんする代表的な著作を残した考古学者たちを、便宜的に「第一世代」と呼ぶ。

(2)——物事の差異を科学的・客観的に判断する分析的な視点のこと。古代の土器を考古学者の側で、古器名なんかには頼らずモノ本位で・客観的に分類記載しようとする現今の姿勢は、間違いなくエティックな立場であるといえる。

(3)——史料原文中の「埴」は、本論では原則として「埴」と表記する。ただし墨書土器にかんしては、その積文にしたがい「埴」字を当てることがある。

(4)——7月24日付の食器請求は、金剛般若経千二百巻の書写にかかる人員のためとしては時機が遅すぎる。なぜならこの時点で、金剛般若経の書写はほぼ終わりに近づいていたからである。実際は7月4日の紫微内相宣で開始された千手千眼経ほか千四百巻の書写（同年9月上旬まで）のために請求されたのであろう。「充千手千眼并新羅索業師経紙帳」（大日古13-435～462）には98人も経師の名前が見えているが、彼らへの充紙状況を整理すると、その多くが金剛般若経の書写を終えてから、千手千眼経の書写に移行している。また「東寺写経所解」（大日古4-301～311）で「合奉写経二千四百巻」と見えるように、2つの事業は本来一体でもあった。

(5)——管見では藤原宮東外濠SD170で出土した土師器杯で、底部に「麦」と墨書したもの（藤原宮第27次調査）がある。

(6)——「水」字墨書須恵器で深手の埴は、藤原宮東内濠SD2300〔高橋2012〕でも2例出土しており、奈良時代の水埴とは同じ器種であった可能性が高い。

(7)——史料④は、訂正のために史料⑤から切除されたものとする解釈がある〔山本2002〕。

(8)——本例のように、単に「陶埴」と書いて陶片埴を指す場合もある。そしてこの場合の助数詞は「口」であり、陶埴が無蓋容器＝片埴であったことを暗示している。いっぽう、「合」で数える陶埴には、有蓋容器＝水埴を指す場合がある。

(9)——後述するように、本稿では土師器碗Aを土窪埴に対比する立場を採るので、後者を土師器杯Aに当てることはできない。

(10)——最近発表した拙論〔森川2023〕では、宝亀4

年1月の告朔解案において、前月までの土片埴820口が、にわかに「土枚埴」820口に書き換わったことに焦点を当て、その器名変化の背景について考察をおこなった。このときの写経所案主は上馬養ただ一人で、複数の事務員による表記の揺れが起きていた、とは考えられない。つまり彼は、宝亀年間的前後に漸次進行していた土片埴の「枚埴」化を、無意識に記録していたことになろう。紙数の都合から、その詳細を詳しく述べることはしないが、その考察は本論の論理展開とも深く連関しているので、併せて一読されたい。

(11)——ただし陶枚埴は、宝亀3年2月から同年12月までの10か月間に、じつに967口（79.2%）を卸しており、通常の使用による損耗とは考えにくい。何らかの事情で、その在庫を大量に放出する必要が生じたものと考えられる。

(12)——平城宮SK19189・19190出土土器はなお整理中であり、今は土師器食器のなかで皿AIIや碗Aが占めている割合を示すことができない。しかしこの土器群を実見するかぎり、これら2器種はその個体数が多く、おそらくSK2113出土の土器群〔奈文研1976〕に匹敵するものと思われる。

(13)——浅香は『『延喜主計寮式』に示された、大和に三群、河内に二群という調納集団の構成が、平城宮址出土の土師器から推定される八世紀の実態と大差ない〕〔浅香1971, 314頁〕と述べているが、この見解は同時代の田中琢のそれに拠っている。その田中の言によれば、「平城宮出土の土師器は、わずかな手法や土質のちがいがから数箇所産地のものであることを推定」できる〔田中1967aの註⑨〕とあるが、このようなちがいは現在、胎土や技法を異にするI群土師器とII群土師器との差として認識されている。

(14)——石神遺跡第11次調査では「秦人マ佐□／三野國加□」、および「三野國加々ム評□」と刻書した須恵器が出土しており〔奈文研1993〕、相伴した土器からは飛鳥浄御原宮期（飛鳥IV）のものと考えられる。

(15)——例えば藤原宮東内濠SD2300出土土器〔高橋2012〕のなかに、備前産とみられる須恵器有台杯（杯B）が含まれている。

(16)——須恵器の一大消費地であった平城宮・京から出土する須恵器のうち、VI群須恵器のなかで「美濃産」と「備前産」とを正確に区別することは難しい。しかし胎土分析（蛍光X線分析法）によって、この両者の識別に成

功した事例がある〔金田ほか2000〕。それによれば、各々の生産地である寒風窯跡群と美濃須衛窯跡群とで試料を比較したところ、チタンとカルシウムとで元素量(%)に差が認められた。平城宮・京出土須恵器でもほぼ同様の結果が得られ、両群を識別できたという。

(17)——吉田説によれば、主計式上では土器・陶器ともに、貢納時の埴・坏類はいくつもの細別器種からなるが、実際にこれらを消費する局面になると、単に埴・坏・盤としてのみ用いられた、という。こうして吉田は、食器の調達量と消費量とが、埴・坏・盤という大別器種の階層で均衡しているから、全体としては矛盾が生じていないと考えたわけである。しかしこの論理では、主計式ではどうして無数の細別器種を区別する必要があったかが説明されていない。

(18)——吉田の思考法で重要なのは、この引用文の傍線部に見えるごとく、『延喜式』的器名群の多様性が、土器の形態や器種構成の変化を反映していると考えていることである。考古学者なら今でも、きっと同様に考えるであろう。しかし土器の何が・どのように変化を遂げ、器名群の変化とどう関係するかは、論者の恣意によって解釈の差が生じやすい部分でもある。

(19)——すでに私見を明らかにしたとおり、筆者は土師器碗Aが土窪坏にあたると考えている。奉写一切経所関連文書や『延喜式』大膳式等に見えるように、土窪坏と土枚坏とのセットは奈良時代末から平安時代にかけて多用されたことが知られ、それが出土土器の組成比における土師器碗Aと皿AII等の突出という現象と符合するからである。いっぽう異説では、土師器碗Aを碗形に当てている〔巽1991, 269頁〕ため、上のような解釈はできなくなる。

(20)——巽がいう「藤原宮期」は、藤原京を宮都とした期間(694-710)だけでなく、その前段階の飛鳥浄御原宮期をも含んでいる可能性がある。というのは、石神遺跡第11次調査で出土した美濃産の刻書須恵器〔前掲註14参照〕を、かつて巽は「藤原宮期」に当てた〔巽1999〕が、その後石神遺跡出土土器の調査研究が進み、これらが飛鳥Ⅳの土器とともに出土していることが明らかになってきたからである。なお飛鳥地域では、尾張産須恵器が飛鳥Ⅳから急増していることがすでに知られている〔尾野ほか2016〕。

(21)——ここでいう集英社本とは、『訳注日本史料 延喜式』上・中・下〔虎尾編2000・2007・2017〕を指す。

(22)——例えば西弘海は「土師器・須恵器の食器類は、

飛鳥Ⅳ以降たがいに関連しあいながら分化をとげており、両者間に形態・法量のほぼ一致するものが出現している」とし、土師器・須恵器の間に用途上の互換性があったと考えている〔奈文研1976, 148-149頁〕。

(23)——川端・荒木校注2005, 460頁。

(24)——虎尾編2017によれば、蘭韓神祭雑給料の窪坏は「主計式上2条に見える深坏と同じものか」〔193頁上の補注〕とあるが、主計式上の深坏は陶器である。後述するように、窪坏は土師器に固有の器名とみられ、また陶器の窪坏が実在したことは確認できないから、これを陶器の深坏に対比する見解には違和感がある。

(25)——虎尾編2017の185頁上補注では、「管坏は底径と口径との差の小さい坏」とある。主計式上では陶器の器名として出てくるため、おそらく須恵器であろう。陶管坏の考証は、本論の末尾にて少し試みることにしたい。

(26)——その出土木簡の中に「□□□□九口〇窪坏□・□□□□□□六十」と記したものがある〔奈文研2009, 14頁下段の36, 木簡ID: 83163〕。

(27)——平城宮SD11600出土木簡のなかに、「□〔進カ〕上〇／窪坏五口／◇／十九口〇／片盤三口／坏*四〔×□〕口／故〇／碗形三口／机二前／□〔鏡カ〕〇合卅四口・□〇◇〇三月廿三日〇高橋毛人麻呂」と書いたものがある〔奈文研1996b, 11頁下段の36, 木簡ID: 95757〕。また「□〔請カ〕〇／十片坏十口〇片盤五口／□□□〔坏カ〕□□〔口カ〕〇◇□〔口カ〕／〇合卅五口〇／右依〇御坏□〔欠カ〕□／□〔請カ〕□／□〇充国助〇三月十八日高橋毛人麻呂」と記したものもあり〔奈文研1996b, 11頁下段の35〕、延暦年間に窪坏と片坏・片盤・碗形が同時存在していたことがわかる。この中の片坏は、むろん枚坏とは同一物を指したであろう。

(28)——これとほぼ同様の説明は田中1967bの「(4)畿内」(198頁)にも見える。

(29)——なお荒井秀規〔2004〕によれば、脚短坏(足下坏)と短女坏とは類似器種だが互いに区別されており、後者は脚の低い高坏であるという。

(30)——石神遺跡出土例では、陶管坏に擬される須恵器食器は口径14cm前後の無台坏からなり、しかも尾張産のものが多い。また、これらに見合う大きさの杯蓋で尾張産のものが一定量あり、この種の無台坏が有蓋食器であったことがわかる〔森川2019b〕。

参考文献

- 浅香年木 1971 『日本古代手工業史の研究』, 法政大学出版局
- 荒井秀規 2004 「延喜主計式の土器について (上)」(『延喜式研究』第20号, 延喜式研究会)
- 荒井秀規 2005 「延喜主計式の土器について (下)」(『延喜式研究』第21号, 延喜式研究会)
- 今井晃樹・神野恵・国武貞克・渡邊晃宏・大林潤 2009 「東方官衙の調査—第429・440次」『奈良文化財研究所紀要2009』, 奈良文化財研究所
- 小田裕樹 2017 「平城宮斜行溝SD8600出土の土器」『奈良文化財研究所紀要2017』, 奈良文化財研究所
- 尾野善裕・森川実・大澤正吾 2016 「飛鳥地域出土の尾張産須恵器」『奈良文化財研究所紀要2016』, 奈良文化財研究所
- 影山春樹 1980 「おおはらのじんじゃ 大原野神社」『国史大辞典』2, 682頁, 吉川弘文館
- 金田明大・川越俊一・玉田芳英 2000 「生まれは西か東か—平城京出土の備前産須恵器の胎土分析—」『奈良国立文化財研究所年報』2000-I, 奈良国立文化財研究所
- 川端善明・荒木浩校注 2005 『古事談 続古事談』新日本古典文学大系41, 460頁, 岩波書店
- 倉田直純 2003 「延喜斎宮式に記載の土器・陶器と斎宮跡出土の土器・陶器」『再現・『延喜斎宮式』—平安の斎宮を探る—』, 斎宮歴史博物館
- 小林行雄・原口正三 1958 「古器名考證」『世界陶磁全集』1, 河出書房新社
- 神野恵 2021 「平城京近郊窯の須恵器生産」『奈文研論叢』2号, 奈良文化財研究所
- 末永雅雄 1959 「延喜式記載の土器」『魚澄先生古稀記念国史學論叢』, 魚澄先生古稀記念会
- 杉本一樹 1987 「そのからかみのまつり 菌韓神祭」『国史大辞典』8, 651頁, 吉川弘文館
- 鈴木義一 1990 「ひらのじんじゃ 平野神社」『国史大辞典』11, 1072頁, 吉川弘文館
- 関根真隆 1969 『奈良朝食生活の研究』, 吉川弘文館
- 藪田香融 1991 「畿内の調」『日本文化史論集』
- 高橋透 2012 「藤原宮東面外濠SD2300出土土器(1)—第24次調査から」『奈良文化財研究所紀要2012』, 奈良文化財研究所
- 巽淳一郎 1991 「都の焼物の特質とその変容」『新版古代の日本』⑥近畿Ⅱ
- 巽淳一郎 1995 「奈良時代の廻・廻・正・由加—大型貯蔵用須恵器の器名考証—」『文化財論叢Ⅱ』
- 巽淳一郎 1996 「古代の焼物納納制に関する研究」『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論文集
- 田中琢 1966 「土器はどれだけこわれるか」『考古学研究』12-4, 考古学研究会
- 田中琢 1967a 「畿内と東国—古代土器生産の観点から」『日本史研究』90
- 田中琢 1967b 「古代・中世における手工業の発達(4) 畿内」(『日本の考古学』Ⅵ 歴史時代(上))
- 所功 1985 「さいいん 斎院」『国史大辞典』6, 120-122頁, 吉川弘文館
- 虎尾俊哉編 2000 『訳注日本史料 延喜式』上, 集英社
- 虎尾俊哉編 2007 『訳注日本史料 延喜式』中, 集英社
- 虎尾俊哉編 2017 『訳注日本史料 延喜式』下, 集英社
- 奈良国立文化財研究所 1962 『平城宮発掘調査報告』Ⅱ
- 奈良国立文化財研究所 1965 『平城宮発掘調査報告』Ⅳ
- 奈良国立文化財研究所 1975 『平城宮発掘調査報告』Ⅵ
- 奈良国立文化財研究所 1976 『平城宮発掘調査報告』Ⅶ
- 奈良国立文化財研究所 1982 『平城宮発掘調査報告』Ⅺ
- 奈良国立文化財研究所 1983 『平城宮出土墨書土器集成』Ⅰ
- 奈良国立文化財研究所 1989 『平城宮出土墨書土器集成』Ⅱ
- 奈良国立文化財研究所 1993 「石神遺跡の調査(第11次)」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』23
- 奈良国立文化財研究所 1995a 『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』
- 奈良国立文化財研究所 1995b 『平城京木簡一—長屋王家木簡一—』解説
- 奈良国立文化財研究所 1996a 『1995年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈良国立文化財研究所 1996b 『平城宮発掘調査出土木簡概報』32
- 奈良文化財研究所 2003 『平城宮出土墨書土器集成』Ⅲ
- 奈良文化財研究所 2006 『平城京木簡三—二条大路木簡一—』解説
-

- 奈良文化財研究所 2009 『平城宮発掘調査出土木簡概報』39
- 奈良市教育委員会 2002 『平城京跡出土墨書土器資料 I』
- 西弘海 1979 「奈良時代の食器類の器名とその用途」『研究論集』V
- 西川順土 1992 「まつのおたいしゃ 松尾大社」『国史大辞典』13, 154-155 頁, 吉川弘文館
- 菱田哲郎 1996 『須恵器の系譜』, 講談社
- 福山敏男 1943 『日本建築史の研究』, 桑名文星堂
- 藤澤一夫 1958 「土師器とその性格」『世界陶磁全集』1, 河出書房新社
- 三好美穂 1989 「出土遺物からみた遺跡の性格—平城京左京二条二坊十二坪の土器を中心として—」(『奈良市埋蔵文化財調査センター紀要 1989』, 奈良市埋蔵文化財調査センター)
- 村山修一 1983a 「かもみおやじんじゃ 賀茂御祖神社」『国史大辞典』3, 625-626 頁, 吉川弘文館
- 村山修一 1983b 「かもわけいかずちじんじゃ 賀茂別雷神社」『国史大辞典』3, 627 頁, 吉川弘文館
- 森明彦 1994 「陶邑・ミツキ・大嘗祭」『大阪の歴史と文化』
- 森川実 2015a 「かたもひ／みずまり考」『森浩一先生に学ぶ』, 同志社大学考古学研究室
- 森川実 2015b 「土師器のうつわ, 須恵器のうつわ—奈良時代の食器構成に関する一考察—」『官衙・集落と土器 1—一宮都・官衙と土器—』第 18 回古代官衙・集落研究会報告書, 奈良文化財研究所
- 森川実・大澤正吾 2018 「石神遺跡 B 期整地土・SD640 出土の土器群—石神遺跡第 3～5 次・第 10～12 次」奈良文化財研究所紀要 2018』, 奈良文化財研究所
- 森川実 2019a 「「麦」と「水」—平城宮・京出土墨書須恵器から」『奈良文化財研究所紀要 2019』
- 森川実 2019b 「飛鳥時代における須恵器食器の法量変化」『飛鳥時代の土器編年再考』奈良文化財研究所・歴史土器研究会
- 森川実 2019c 「奈良時代の埴・坏・盤」『正倉院文書研究』16 号, 正倉院文書研究会
- 森川実 2019d 「古代の陶白」『古代文化』71-3, 古代学協会
- 森川実 2020 「麦埴と索餅—土器からみた古代の麵食考—」『奈文研論叢』1 号, 奈良文化財研究所
- 森川実 2021a 「土片埴から土片坏へ—土師器杯 C の法量変化からみた実用器種の変容について—」『奈文研論叢』2 号, 奈良文化財研究所
- 森川実 2021b 『正倉院文書にみる古代食膳具の研究』平成 30 年度—令和 2 年度科学研究費 基盤研究 (C) (一般)「飛鳥時代・奈良時代の土器様式からみた日本古代の食具様式および食事法の復元的研究」(課題番号 18K01082) 研究成果報告書, 奈良文化財研究所
- 森川実 2021c 「写経生はいかにして麵を食したか?」『古代の食を再現する』, 吉川弘文館
- 森川実 2023 「写経所案主・上馬養と土器」『文化財論叢』V, 奈良文化財研究所
- 山中敏史 1973 「八・九世紀における中央官衙と土師器」『考古学研究』19-4, 考古学研究会
- 吉田晶 1961 「八・九世紀の手工業生産をめぐる諸問題」『ヒストリア』31, 大阪歴史学会
- 吉田恵二 1981 「古代宮都における食器の系譜」『國學院大學紀要』第 20 卷, 國學院大學
- 吉田恵二 1982 「『延喜式』所載の土器陶器」『考古学論考』, 平凡社

(国立文化財機構奈良文化財研究所)

(2022 年 11 月 21 日受付, 2023 年 5 月 22 日審査終了)

From *Shōsō-in* Documents to *Engi Shiki*: A Comparative Study of Tableware Names in Ancient Japan

MORIKAWA Minoru

In the *Shōsō-in* documents, there are many ancient names of tableware which had been used for providing meals into *Todaiji* sutra copying office, late 8th century. In this article, the author examined the tableware assemblage for sutra copying projects each, and then classified the potteries unearthed from *Heijo* palace site into ancient *Mari* (a bowl), *Tsuki* (shallow and flat bottomed tableware) and *Sara* (a plate) respectively, contrasting with the tableware names written on the documents.

The tableware used into the office in the 760s was mainly *Sue* ware, including *Mari* (*Mizumari* or *Mugimari*), *Atsumonotsuki*, *Aemonotsuki*, *Shiotsuki*, and *Sara*. But among them, the distinction between *Mizumari* and *Mugimari* was unclear, and *Aemonotsuki* was also sometimes had been counted as *Shiotsuki*. On the contrary, the majority of the tableware in the 770s had changed into *Haji* ware, because the directive office supplied them to the sutra copying office. In this time, the tableware comprised *Haji Kanamarigata*, *Kubotsuki*, *Katatsuki*, *Sara*, *Sue Hiratsuki* and *Sara*. After the appearance of *Kubotsuki* in the late *Nara* period, *Katatsuki* had gradually changed into *Hiratsuki* by the end of *Nara* period. Thus, the characteristic combination of *Haji Kubotsuki* and *Hiratsuki* had succeeded to the early *Heian* period.

Many scholars thought that the rules of pottery tributes in the *Shukei shiki* had reflected a reality from the *Nara* period to the beginning *Heian* period. If it becomes so, the tableware names in the *Shukei shiki* were contemporary with that of the *Shōsō-in* documents. The assemblage of *Haji* ware was in common between *Shōsō-in* documents and *Daizen shiki*, including *Kubotsuki* and *Hiratsuki*. Whereas, the rules of pottery tribute in the *Shukei shiki* reflected an actual condition during the early *Nara* period, because *Kubotsuki* was absent, and *Katatsuki* had not turned into *Hiratsuki* yet. The historical change of *Haji* ware's name can be arranged in the following order : *Shukei shiki* (assumed early 8th century)>> *Shōsō-in* documents (late 8th century)>>*Daizen shiki* and *Saiku shiki* (9th century).

On the other hand, the names of *Sue* tableware are few in common between *Shōsō-in* documents and *Engi shiki*. Studying the potteries of *Engi shiki* can hardly done yet, the author tried to estimate *Sue Hakotsuki* with reference to the potteries from the late *Asuka* period to the middle *Nara* period.

Key words : Study of ancient tableware name, *Shōsō-in* documents, *Todaiji* sutra copying office, *Engi shiki*, *Kubotsuki* and *Hiratsuki*
